

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

<b>予算特別委員会会議録（3）（27.4定）</b>			
日 時	平成 27 年 12 月 14 日（月）	開 議	午後 1 時 00 分
		散 会	午後 5 時 49 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	齊藤委員長、鈴木副委員長、千葉・安齋・濱本・林下・小貫・ 新谷・山田各委員		
説 明 員	市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・ 医療保険・福祉・建設・教育・病院局小樽市立病院事務部長、 産業港湾部参事、保健所長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">書 記</div>			

～会議の概要～

**○委員長**

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、千葉委員、小貫委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。秋元委員が千葉委員に、高橋龍委員が安齋委員に、酒井隆裕委員が新谷委員に、酒井隆行委員が濱本委員に、中村吉宏委員が山田委員に、中村誠吾委員が林下委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、新風小樽、共産党、公明党、民主党、自民党の順といたします。

新風小樽。

---

**○安齋委員**

まず、この場をかりまして、委員長はじめ理事者の皆様に私の質問の順番が変わったことに御協力いただきまして、ありがとうございます。

なお、市長と参与におかれましても、公務の中、御出席いただきありがとうございます。

**◎参与のアドバイス内容等について**

では、質問に入らせていただきます。

資料要求をさせていただきましたアドバイス内容等（参与）の関連で質問いたします。

まず、6月の最初の公約実現に向けて市長へのアドバイスということですが、具体的なスケジュールと検討内容を説明と書いてありますが、この詳しい内容をお聞かせください。

**○（総務）秘書課参与**

6月10日に、私が就任いたしまして、当然、除排雪が一つの大きな市長の公約でございましたので、これの実現に向けていろいろな検討項目、内容がございましたので、今後、こういった形で、はっきり言いますと9月の補正予算といいますか、予算審議のその部分までに一応、一定の計画をつくっていかねばならないということがございますので、早く決めなければならないもの、それから長期にわたって検討していかねばならないものということで、検討内容のお話をさせていただいたところでございます。

（「その内容を知りたいのですが」と呼ぶ者あり）

**○委員長**

内容についてお願いします。

**○（総務）秘書課参与**

内容につきましては、大きく言いますと、出勤基準の見直し、ガタガタ道路の解消だとカステーションの増設、またステーション区域の見直しなど再配置の問題がございます。そういった中で、当然早めにやっていかねばならないという部分でいきますと、予算にかかわっていく部分は今の部分でございますので、こういった部分を先行して検討していきたいと。それ以後については、まだこれ以外にも、今いろいろ皆さんからお話があります貸出ダンプの問題だとか、そういった部分、それからもっと大きく言えば除雪対策本部の体制問題だとか、そういった部分も多岐にわたってございましたので、その部分については、じっくりもう少し時間をかけてやっておこうという事の兼ね合いで、打ち合わせさせていただきました。

（「それについての具体的なスケジュールについても聞いていたのですが」と呼ぶ者あり）

○委員長

具体的スケジュールも質問の中にありましたが。

○（総務）秘書課参与

先ほど言いましたとおり、急ぐ部分については、当然、補正予算の部分がございまして、そこは今言った4点、それから今の対策本部を含めてこれについては、実施までの中で検討でもやっていくということで、スケジュールとしてはそういった状況でございます。

○安齋委員

よくわかりづらいのですが、ではこの除雪以外のアドバイスは何をされてきたか、教えてください。

○（総務）秘書課参与

この時期までですけれども、特に除雪をメインでやらせてもらいましたが、そのほかに契約関係、これも何回かしか打ち合わせしていませんけれども、そういった部分の打合せ、それから相談といいますか、契約関係の問題、それから市民参加における公募の問題についての意見を求められたということの中で打合せが何回か、その程度でございます。

○安齋委員

この程度だけですか。ほかはございませんか。

○（総務）秘書課参与

いや、市長からはそういったことでお話しされている部分でございますので、それ以上のものはございません。

○安齋委員

では、市長に聞きますけれども、市政全般のアドバイザーということで任用されていますけれども、今の内容で市政全般のアドバイスをいただいたと認識されているのか、お聞かせください。

○市長

今、参与からお話があったことが基本的な内容でございます。私としても、もっとさまざまな幅広いところをサポートいただきたい、アドバイスいただきたいと思っておりましたけれども、今、お話があったように、9月までに除排雪における体制をしっかりと整えていただかなければならないということから、そちらに対してのウエートが非常に大きかったのは事実ではないかと思っております。

○安齋委員

公約実現に向けて具体的なスケジュールと検討内容ということですから、4年ありますので、その4年間分で市長のこの公約の達成のスケジュールと内容を説明するのが参与の仕事だと思うのですけれども、この全般の部分、どういうふうに原課に指示を、アドバイスをしているのか、お聞かせいただきたいと思います。多岐にわたってありますけれども、参与でもどちらでもいいです。

○（総務）秘書課参与

そこにリーフレット、今、御提示いただいたのですが、その中でいきますと、私は、今、その中で除雪の部分の問題、これは緊急的課題でございましたので、そちらの部分について今年度については重点的にやらせてもらっているという状況でございます。

○市長

今の御指摘もそうですけれども、そのスケジュール感全てまで参与のほうで原部・原課にお話ししていたかとかというのは、私は把握していないところでありますが、御存じのように、今回、改選期ということもありまして、基本的には予算というものが決まっている、骨格予算は特に。その中で本来、第2回定例会で出すべき除排雪予算に伴うお話を、皆様の御理解をいただいて第3回定例会に延ばさせていただきました。つまりは今回、そういう意味では私の公約を具体的に実現していく一番重要なところはその部分ではなかったのかというふうに私自身は思

っておりましたので、参与においてはそこに力を入れていただくようにということでお話をしていたところではございます。

**○安齋委員**

それでは、今後、財政ヒアに入っていきと思いますけれども、新年度予算に向けた参与の公約実現のためのアドバイス、考え方をお聞かせください。

**○（総務）秘書課参与**

一つは、新年度に向けて、除雪の問題については、特化して申しわけございませんけれども、当然、今回見直しできない部分も多々ございますので、当然この冬の中で、新年度に向けてこういった形で新年度予算に反映できるかも含めて検討していきたいと思っています。ただ、私は現在、除雪の部分について特化した形で検討の御要請を受けていますので、そういった部分でいけば、新年度予算に向けては、除雪の問題については今、検討中でアドバイスをしているところでございます。

**○委員長**

質問の趣旨は、全般的な部分についての質問だったのですが、今はないということですか。

**○（総務）秘書課参与**

ですから、今、言いましたとおり、除雪だけに特化した形で今やっております、全般的なことについてはアドバイスはしてございません。

**○安齋委員**

これで市政全般のアドバイザーとして30万円を支払うのは、市長としてよろしいかどうか、改めてお考えを伺います。

**○市長**

今、参与からもお話がありましたし、私も今お話ししましたけれども、今年度においては、予算が除排雪に関してはある程度、思いが反映できるであろうという思いもあって、集中的に取り組んでいただいたところでございます。現時点で、御指摘の部分においては全般まで及んでいるかということ、除排雪という私の重点公約に携わっていただいておりますけれども、まだそこまでの視点にはなっていないのかなというふうなのは、御指摘のとおりかと思えます。今後において、今まさに冬でございますので、組んだその内容がしっかりと行われているかどうか、それらも含めて参与自身目で確認していただきながら、その改善点に向けてアドバイスを中心にいただきたいと思っておりますけれども、それこそ来年度のヒアリングに向けて、その予算範囲においても、今、安齋委員がお持ちである公約に伴ってさまざまなアドバイスを私自身はいただきたいというふうに感じているところでございます。

**○安齋委員**

そのアドバイスがどういうものなのかを聞いているのです。もう、そうしたら、していなくてもいいのです。これをどう考えているか、参与の考え方を聞かせていただきたい。

**○（総務）秘書課参与**

私、その全てリーフレットに書かれている政策については、はっきり言いますと記憶していませんけれども、ただ除雪に関しては……

（「それおかしくない。公約実現に向けてという」と呼ぶ者あり）

ちょっと聞いてください。一つは私は現在、その公約の中で、市長から除雪について特化した形でお願したいということだったので、やっております。ただ、政策全般には、当然、今、多岐にわたって政策がございます。それについては、私についてはアドバイザーでございますので、市長から言われた部分についてのアドバイザーということ、今、除雪についてやっておりますので、政策については、現在、持ち合わせておりません。

○安齋委員

そうしたら、何で市政全般と言ったのですか。何でそれで任用したのですか。除雪の部分だけだったら、除雪のアドバイザーで囑託員でよかったのではないですか。

○市長

先ほどお話しさせていただいたように、私自身の思いとしては、公約に対しては一般的にアドバイスをいただきたいという思いを持っておりましたので、私はそのように伝えさせていただいたところでございます。

(「全般ですよ」と呼ぶ者あり)

○安齋委員

全般なのだから、指示したとかアドバイスしたというのは、もう今、なかったということでもいいのです。考えを示してほしいのです。全般なのですよね。参与が、だから全般についてどう考えているかということだけ知らせてくれればいいのですよ。

○(総務)秘書課参与

市長からは、政策の全般にわたってのアドバイスということで、当然、就任時、お話がありましたので、ただ、今、何回も言いますが、現在この時期なので、除雪について特化した形で……

(「指示したとかアドバイスではなくて考え方、考え方ですよ」と呼ぶ者あり)

聞いてください。ちょっと聞いてください。

わかります。

だから、一般的なアドバイスをできることであれば今後、そういった形でアドバイスを当然していかなければならないものと思って……

(「そうではなくて。一般的なアドバイザーとして任用されたのだから」と呼ぶ者あり)

○安齋委員

いいですか。

いいのです、だから指示をしているのは、今、除雪だ。それは認識しましたし、今、そういう時期なのだと。だけれども、市政全般のアドバイザーとして任用されたのだから、この中身についてどういうふうに考えているのかと、考え方を聞きたいのですよ。アドバイザーなのですよね。

(「具体的な考え方」と呼ぶ者あり)

そうです。これはどういうふうに考えて、それをどう実現させるのかという考えを持っているから、一般的なアドバイザーとして市長は任用された。そうですよね。そうですよね。だから、それを聞きたいのです。除雪に特化して指示しているとか助言をしているとかではなくて、今後、ではこの公約に沿ってどう実現させるためにアドバイスの考えを持っているのかと、考えを聞きたいのです。

○委員長

質問の趣旨はわかりましたか。

○(総務)秘書課参与

わかります。

だから、何回も言っているのですけれども、その政策について、一つずつの部分については、現在アドバイスというのは持ち合わせておりません。ただ、市長からは、一つずつの項目についてアドバイスを今後受けていきたいということであれば、当然私なりの考えをお話ししていきたいと思っています。この場ではそういった部分は持ち合わせておりません。

○安齋委員

では、もう皆さんから言われたので、今後個別に伺っていきますけれども、私としては、公約実現のための市政

全般のアドバイザーとして任用されているのだから、その点の考え方ぐらいいは述べてもいいのではないかと思います。今、指示している、指示していないとか、持ち合わせていないとかではなくて、それをそもそも持っているからこのアドバイザーと私は思っているの、この点明確にさせていただかないと、やはり今後、市長から参与のまた新しい任用のやり方、方法が出てきたとしても、私としては納得のいかないところだと思います。

除雪に特化しているということなので、除雪について伺いますけれども、市長がこれまで公約をつくるに当たって、さまざまな方々の意見の一人だと参与のことをおっしゃっていましたが、ではその除雪の中で、参与のアドバイスはこの公約のどこに盛り込まれているのか、そして市長と考え方がとても近いとおっしゃったので、どこが近かったのか、それを伺いたいと思います。

○(総務)秘書課参与

まさしく何回もお話しさせていただきますが、その中で除雪の部分についての3項目か4項目ほどございます。それについては、私の考えも当然ありましたけれども、市長の考えも基本的な部分でいくと非常に近い部分がございます。その実現に向けて、方法論は私に任せるので、そういった形でやっていただきたいというお話だったので、その市長の基本的な考えは聞きながら進めている、進めたところでございます。

○安齋委員

聞いたのは、今、何をやっているかではなくて、この中のどこの部分なのということなので、では、全部、参与の意見だということですか。

○(総務)秘書課参与

ですから、その除雪の書かれている部分だけでいくと、私と市長との意見は一致しているということでございます。

○安齋委員

次に伺いますけれども、これまでJVの入札関係で、参与は当初関与していなかったということで、ただ、不調に終わった後、その後アドバイスというか、指示をされたという答弁がありました。この資料にも、JVの入札条件の変更に伴う対応への助言ということになっていきますけれども、どういう助言をされたのか、お聞かせいただきたいと思います。

○(総務)秘書課参与

当然、1回目のときに、七つJVをつくっていただく中で三つできなかったということで、そういった中で、また再度、市長からも継続してそういった条件で入札していただきたいというお話があったものですから、まず一つは指名業者の見直しについて、建設部ですけれども、案を持ってきていただいたので、そういった部分についての私なりの考えをそこに任せさせてもらって、できる、できない部分の話はさせていただいた、そういった部分でいくと、入札に関してのお話はそういった部分がメインでやらせていただきました。

(「その細かいのが何なのか」と呼ぶ者あり)

○安齋委員

私が聞きたいのは、その助言の内容なのです。それを伺いたいと思うのです。そういったところとか、できなかったからそういうのをアドバイスしましたとかではなくて、それを、ではどう具体的には。

○(総務)秘書課参与

ですから、指名業者、現在そういう三十数社の指名をしたのだけれども、JVが三つできなかったということで、指名業者数をもっと増やせないかという話がありましたので、どういう条件で考えているのというお話をさせてもらって、実はこういうふうにいるということでしたので、具体的に道路除雪から、言うなれば維持関係の業務委託ですけれども、そういった部分を持っている業者にもう少し広げていきたい、それから私からは、一回入札をやって、また同じ期間でJVを編成して再入札をしてとなると時間がかかるので、どこかできちんと短縮できな

いか、言うなれば契約の問題で期間がきちんとその範囲内のできる部分であれば、どこかで短縮できないかというお話もさせてもらいながら、そういった部分の言うなれば入札期間ですか、そういった部分の短縮だとかについてはアドバイスをさせてもらったところでございます。

**○安齋委員**

よくわからないのですが、参与から、市長から引き続き 4 社にしたいということと言われたということですが、ではやはり今まで議会議論で 4 社で続けたいということは、市長が決定されたということによろしいのですね。

**○（総務）秘書課参与**

原部では 4 社ということで私はお話を聞きましたので、市長にそういった部分で 4 社で続けていきたい、どうですかというお話は、市長はその考えでやってくださいということで今の話をしたということでございます。私に原部からアドバイスを受けたいという中で、この 4 社というのをもう一度再入札をしていきたいということだったので、市長に一応それを伝えた、市長のお考えを私がまた伝えたということでございます。

**○安齋委員**

揚げ足を取るわけではないのですが、そうしたら市長から引き続き 4 社にしたいと参与がこの私の質問の前の前の前の答弁でしているのですけれども、それは言い間違いだということではないですか。

**○（総務）秘書課参与**

いや、ですから、私から詳しくお話しさせていただいているのではないですか。ですから、私は原部から言われたことを市長にお話しさせてもらって、市長はその考えにしてくださいという話だったので、私は、先ほど言ったとおり、市長からそういう話があったということでお話しさせてもらったということで、時系列的にはそういう状況になってきてございます。

**○安齋委員**

**◎きめ細やかな除排雪の例えで置き雪と言った件について**

本来であれば整理して話を聞きたいところなのですが、いろいろ言われますので、次に市長がきめ細やかな除排雪の部分、置き雪というふうな例えでおっしゃられていましたけれども、まず、なぜ例えばでお話しされたのかを伺えればと思います。

**○市長**

きめ細やかな除排雪を実現していくためには、さまざまな取組をしていかなければならないと思っております。その中で一つだけを、どのような形できめ細やかになるのかという具体的な例示として表現させていただいたので、例えばということで置き雪の話をさせていただいたところでございます。

**○安齋委員**

例えばで一つということだったので、ほかにあればお示してください。

**○市長**

今まで、私に限らず原部や原課から、議会議論に限らず、さまざまな場面で皆様に御提示させていただいていることは、全てにおいて私としてはきめ細やかにするために行っているところでございますので、それについては公約の範囲内はもちろんですが、その他においてもそのような考えの下でお話をさせていただいているところでございます。

**○安齋委員**

きめ細やかな部分ですが、新風小樽の高橋龍委員が質問したときに、その置き雪だというお話をされました。それは、高橋龍委員としては、今年に限ってとか、そういうところは言っていないけれども、きめ細やかとは何でと言って話をしてそれが出たのに、今年の制度とは全然整合性がとれていないというか、今年もかき

分け除雪でやって、さらに置き雪については御協力してくださいと市のほうで言っていますよね。なのに、置き雪の部分がきめ細やかだとおっしゃっていると。

(「ごめんなさい。意味がわからないです」と呼ぶ者あり)

きめ細やかな除雪、その指標として置き雪だということをお話しされました。だけれども、市として今年はかき分け除雪でやって、置き雪については住民の方に御協力くださいと言っているのですよ。それについて、整合性がとれないと思うのですけれども、なぜ置き雪だということをおっしゃったのか、そして今年がその置き雪なのか、それについて教えてください。置き雪が改善されるようにということが頭にあるのであれば、なぜ市として置き雪は住民の方に御協力くださいとか、置き雪について改善するよにとかという話をしていなかったのかとか、そういったことは整合性が全然とれていないので、なぜ置き雪とおっしゃったのかをお答えいただきたいのと、置き雪と言ったのだったら、なぜ市は置き雪について一言も今まで触れてこなかったのか。住民への説明でも言っていない。市の除雪計画を見ると、市民の皆さんにお願いがありますと言って、置き雪は従前と同じだと言っているのか。この点、教えてください。

#### ○市長

先日の委員会の記憶をたどっているところでございますけれども、民主党の中村誠吾委員からも、その置き雪についてのお話があったかと思えます。その中で、その後、高橋龍委員からお話あったときに、そのことについて少しお話をさせていただいたところでございますけれども、現在の地域総合除雪における基本スタンスが、今、安齋委員がお話をされたように、置き雪に関しては、地域の方々に御協力をいただきたいというスタンスは変わらない状況ではございます。しかしながら、その置き雪がかき分け除雪の中でやはり大量に残ってしまうということは、地域の方々にとって大変不便を感じられる大きな要素ですので、そのかき分け除雪の中で、その置き雪をいかに少なくできるのかという方策の中に、雪置場を、置ける場所を探して……

(「雪押し場」と呼ぶ者あり)

ごめんなさい、雪押し場。失礼いたしました。雪押し場、いわゆる雪が置ける場所を確保することによって、いわゆる除雪をしたところにおける置き雪の量を減らすことができるだろうということで、原部・原課はそういう意味ではその場所もさまざまな方々に呼びかけ、探し、地域によっては少しでもそれを改善しようということで取り組んでいるところではございます。これも先日少しお話ししましたが、もっとたくさんの場所を確保したいという思いの下で、夏中、動いたところですが、そこまでたくさんの場所が確保できていないという実情がありますので、その点についてもあわせてお話をさせていただいたところでございます。そして、この置き雪の対策そのものだけが、きめ細やかに対する基準一つだけだとは思ってはおりません。

#### ○安齋委員

だから、それ以外は何なのですか。その置き雪以外のきめ細やかというのは、あとほかに何かありますか。

(「基準としてということですか、基準として、除排雪」と呼ぶ者あり)

#### ○市長

その具体的なデータなどをとるために、今回、除排雪の調査業務として予算化をさせていただいたところですので、それに伴う明確な基準というのは、これから設けたいという思いはあるところではございます。実際に市民の皆様方の苦情というか、お話とか、そのようなことも一つの目安ではあるかなというふうには思っておりますけれども、より具体的な基準を設けたいという思いを持っているところでございます。

#### ○安齋委員

##### ◎除雪ステーション業務量の比較について

次に、資料を出してもらいました除雪ステーション業務量比較表に移りますけれども、たぶんこの部分で市長が苦情が多いというところで、第2、第3ステーションを分けて第7ステーションを持ってきたと思います。この

資料を見て、まず、一番の問題はどこだったのかと認識しているのか、お聞かせいただきたいと思います。参与でも、市長でも、どちらでも結構です。

○（建設）雪対策課長

今、御質問のありましたこの除雪拠点増設に向けて私どもで整理しました各ステーションの業務量の比較、これは今、資料として配付させていただきましたが、この中で項目としては八つの指標を持ちまして、各ステーションの状況等を比較してございます。それで、各数値の中には、上段がその項目に即した値、また下段は各指標に対して6ステーションの平均に対する増減の割合というのを示してございます。プラス側に数字が表れているのが平均値と比べて業務量が多いということになります。こういった六つのステーションに対して八つの指標で比較した中で、基本的には第1ステーション、第2ステーション、第3ステーション、こちらの三つのエリアが他のエリアと比較して業務量が多いということで、これが除排雪の遅れ等につながっているのではないかと、今回の第7ステーションの増設に至ったわけでございます。

○安齋委員

それでは、聞きますけれども、何でここの業務量が多くて、そして市民からの苦情が多かったとお考えになるのか、参与か市長、どちらかの御意見を伺いたいと思います。

○（総務）秘書課参与

実はここの部分、第2ステーションでいきますと、若竹というのは区域的には端になりまして、結構第2ステーションの区域、広い状況でございます。それで、初冬であれば、対応については非常にスムーズに行われていたのでしょうけれども、雪がだんだん多くなってきて困難的な状況になってくると、どうしても地区的に端なものですから、なかなかきちんとした除雪が入れないということで、実はその若竹の部分でいきますと、第3ステーションとちょうど境になっているところがございます。第3ステーションはわりとその部分はきちんと入っていたということで、やはりその違いが実はありまして、若竹でもちょうど半分に分かれている部分がございます。そういったことで、その地区から苦情が多いというわけではございませんけれども、そういった内容的な苦情が多かったということ、それから第3ステーションもまさしく望洋台だとか雪の多い場所も抱えて、それから桜、新光という大きな区域、両方大きな区域、人口も大変、住宅地の張りつきも多いという状況の区域、両方持っていたものですから、これでいくとやはりきちんと対応させるのであれば、ここをもう少しきちんと一つ増やしてあげたほうがきめ細やかに、先ほど御論議にありましたけれども、そういった対応ができるのではないかと、1増にしたところがございます。

○安齋委員

第1ステーションも業務量が多いと思いますけれども、この点についてどういうふう考えているか、お聞かせいただけますか。

○（総務）秘書課参与

今回は第2と第3ステーションの見直しということになりましたので、当然、委員御指摘のとおり、第1ステーションが非常にやはり苦情も多い、区域もまた第1ステーションというのは広い状況でございます。それで、原部も、今、そういった部分もありまして、もう少し時間をいただいて来年に向けて、もう少し区域の見直しをして、ステーションを増やすという意味でなく、持っている区域をもう少し見直しできないだろうかということも踏まえて、来年、もう一度見直しが出てくるのかなというふうに思っております。

○安齋委員

るる質問しましたが、私としては、改正するのは賛成していますし、改善しなければいけないだろうということは何回も言っています。ただ、やり方がやはりいきなり入札の構成員を変えたりとか、ただ苦情が多いからという説明しかなかったりして、全然議論できる余地がないのですね、今までの議論。ただし、こういうふうにし

っかり分析、多少なりともこれからずっとやるけれどもこの前の段階でこうあるのであれば、こういうのをしっかり提示して、問題点を洗い出して、どういう効果があってどういうふうに見直したらいいのかというところをしっかりと説明していくべきだと思いますので、これまでのやり方はやはり雑であったと思いますので、認識を新たにきて来年度以降、改定するのであればしっかりとどういう根本の材料を持ってここをこう変えて、そしてそれがどういふふうになるか、そういったところも含めて市民、議会にも説明していただきたいと思いますが、市長の考えを伺いたいと思います。

#### ○市長

私自身もそういう意味では、今回このように除排雪に伴うことで御心配をおかけしたようなこともあって、建設常任委員会等を開いていただき、さまざまな場面でこの除排雪についての御議論をさせていただいたところでございます。おっしゃるように、裏づけとなるデータであったりとか、又はその理由であったりとか、そのようなことをもっと皆様にお示しをさせていただきながら、より密な議論をしていかなければならないというのは、今、御指摘をいただいたからだけではないですけれども、やっていかなければならないことだということを感じるところでございまして。これからそのような分析も含めて、しっかりと事前に御提示できるよう努力をしてみたいと思いますので、よろしくお願いたします。

#### ○安齋委員

9年前に改正したとき、第4ステーションから第6ステーションに増えたりとか、十何項目で改善したときは、建設常任委員会を開いて説明していたのです。森井市長は当時、議員で建設常任委員だったので、その場にいたのですよ。だから、そういった内容を知っているのに、こういうやり方をされると、やはり不信につながってしまいます。要は、何を質問してもぼろぼろと何か後づけのように出てくるとか、バックボーンがしっかりあるのであれば、しっかりと提示すべきだと思いますので、この点を今後、気をつけていただきたいと思います。

#### ◎貸出ダンプ制度について

貸出ダンプの質問に移りますけれども、まず、貸出ダンプについて、制度的なことを御説明いただきたいと思っております。

#### ○建設部片山副参事

貸出ダンプ制度についての御質問ですが、まず、貸出ダンプ制度、どういう目的で行われているかということをお説明させていただきます。この制度は、昭和54年から、町会等が自主的に生活道路の排雪を行う際に、市が無償でダンプを派遣して運搬処理を行っているものでございます。町会等の排雪費用の軽減を図るのがこの制度の目的でございます。対象となる道路につきましては、幅員がおおむね4メートル以上の通り抜けができる道路、ただし国道、道道、市の第1種路線、それから積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法指定路線、いわゆる雪寒路線と呼んでいる路線ですけれども、それとバス道路を除くということでございます。

そういうことで昭和54年から運用されている制度でございまして、一つ間違いのないよう押さえていただきたいのが、契約についてです。町会等が行う積込みに関する契約は、町会が積込み業者と行っております。また、ダンプを配車する契約については、市がダンプ組合と、市内に四つございますけれども、そのダンプ組合と契約を交わしてございます。ですから、現場の管理においては、安全管理ですとか積込み作業に関する内容につきましては町会、民間の積込み業者が責任を持って行くと。市は配車することに対して責任を持っているというのが、この制度でございます。

また、いろいろな課題がございますけれども、近年、ここ数年ですけれども、費用が増えてきているということがございます。この原因については、人件費ですとか単価のアップが原因ということもございますけれども、現場で適切にこの制度が利用されているのかという確認も必要かというふうに考えてございます。その理由につきましては、先日も御説明させていただきましたけれども、ルール違反が見受けられると。ダンプに積み込む際に、少な

い雪を積み込んで運搬回数を増やすことによって、その分が費用として出てくるという状況もこのルール違反の中には含まれてございます。今年については、その辺のパトロールを強化、監視といいますか、パトロール強化をさせていただいて、この貸出ダンプ制度が適切に利用されているのか、その辺を確認していきたいというふうに考えてございます。

現在の貸出ダンプの状況としては、今、御説明したとおりでございます。

**○安齋委員**

参加が 8 月時点で貸出ダンプ制度の見直しを御提言されていますけれども、この制度の見直しは一体誰のためなのかということ、まず伺いたいと思います。

**○（総務）秘書課参与**

この制度は税金を投入した制度でございますので、当然、そういった部分でいけば、見直しは市民にとっても当然いいことだというふうに思っていますので、当然、利用者、そして税金を払う市民にとっていい方策で考えていかなければならないということで提案させていただきました。

**○安齋委員**

市民のため、まさしく市民のために変えていかなければいけないというふうに思いますが、この 12 月 11 日に自民党から要求されて出されている資料ですけれども、貸出ダンプ制度について、不適切な事例として 22 件あります。これで市民の側が迷惑をこうむったという事実があるのかどうか、伺いたいと思います。

**○（総務）秘書課参与**

その事例でいきますと、当然、不適切な使用ということで、我々からすれば税金を、極端にすれば全部という意味ではないですけれども、一部の多く負担をしてしまったという状況のルール違反でございますので、それが返るとすれば、税金ですから市民に逆に迷惑がかかっているのかというふうに思っております。

（「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり）

**○委員長**

小貫委員。

**○小貫委員**

参加が答弁してくれるのはいいのですけれども、基本的に参加は議会に対する責任を持った答弁というのはできない立場なのです、囑託員なのです。今、安齋委員が聞いたのは、貸出ダンプのことは原課が答えなければいけない話でして、その辺きちんと整理していただかないと、何でも参加の、どういうアドバイスをしたのかというのは参加でないわからないから、それは参加に聞くべきなのですけれども、基本的に市の制度上のことだとか、そういうことはきちんと原課なり市長が答える話だと思いますので、整理していただきたいと思います。

**○委員長**

今の議事進行について整理いたします。

（「制度を原課に聞いたのでしょうか、制度自体」と呼ぶ者あり）

まず、今、議事進行について整理いたします。今の答弁は参加に対してという、別に我々は答弁者を指定はできません。理事者のほうで答弁できる人が答えてもらうべきなのですが、話の内容的に言えば、制度上の権限にかかわる部分ですので……

（「何でかわるのですか」と呼ぶ者あり）

本来的には理事者といいますか……

（「安齋さんは参加と指定していないからね、さっきの質問はね」と呼ぶ者あり）

別に今の質問については……

（「これ、だって参加に、これに戻って質問しているわけですね」と呼ぶ者あり）

(「うん。だけど」と呼ぶ者あり)

今……

(「参与が法制度を決定しているかなんて一回も聞いたことない」と呼ぶ者あり)

(「いや、だから参与が」と呼ぶ者あり)

議事進行の発言について整理いたします。

(「原課自体がおかしいよって話です」と呼ぶ者あり)

今、共産党の小貫委員からの議事進行については、本来、制度上の権限にかかわる部分については、市職員の側が答弁すべきではないかと……

(「答弁したでしょう、制度のことを」と呼ぶ者あり)

いや、だから、今、参与が答えるべきことではないのではないかという趣旨の議事進行でした。今の、これまでの発言については別段問題ないと思いますが、今後、制度上のもの、本来的に職員の側が答えるべきことについては、囑託員の参与ということですから、囑託員の参与でなければ答えられない部分というのはいろいろあると思いますけれども、そこら辺を考えた上で、職員の側もカバーして答弁してくれるようお願いしたいと思います。

(「参与に権限を与えるということになるよ」と呼ぶ者あり)

今の質問について。

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

安齋委員。

#### ○安齋委員

今、委員長がおっしゃいましたことを整理していただきたいのは、私の今までの質問で、その御指摘のあった部分、どこにかぶさって、どこがその指摘の範囲内なのか、しっかり説明していただかないと、この後、私、参与に関連して質問していくのに、全然質問にならないと思いますので、明確に委員長の考えを伺いたいと思います。

#### ○委員長

いや、参与にかかわって質問はしていただいて結構です。参与が答えるべきことは参与が答えていただければ結構です。

今までの安齋委員の質問について、参与が答えたことが悪いとかと言っているわけではないのですけれども、今後は注意していただきたいということです。

(「何を注意するんですか」と呼ぶ者あり)

委員に注意してくれと言っているのではないのです。理事者側が答弁する場合に、権限にかかわることだとか制度にかかわることは、職員の側がカバーをしていただきたいと。安齋委員はどんどん質問していただいて結構です。

(「腑に落ちないのですが」と呼ぶ者あり)

質問してはだめですと言っているわけではないですから。

#### ○安齋委員

全く腑に落ちないのですけれども、私は制度のことは原課がきちんと答えてくれているし……

(「さっき、どういう苦情があったのですかというのを参与が」と呼ぶ者あり)

苦情があったというのは、だから苦情があるから見直しを提言したというのだから、それを聞かないと意味ないではないですか。

#### ○委員長

今、小貫委員の議事進行について、整理しておりますが、理事者の側で注意をしていただきたいということです。別に安齋委員が何か質問で問題があるとか、そういうことを言っているわけで全くありません。

### ○安齋委員

では、どこまで質問したかわけがわからなくなって……

(「貸出ダンプ」と呼ぶ者あり)

貸出ダンプですけれども、参与のアドバイスの中で、抽選会を行うことの検討と配車方法の検討とありますけれども、これはどういう意図で提言されたのか、お答えください。

### ○(総務)秘書課参与

今の貸出ダンプは、年 2 回やるような形になっています。全て申し込みされた方の町会なり、そういった業者の代表の方だと思うのですが、全部講堂に集まって抽選会を実は今やっております。それで、これは順番でいきますので、希望の日にちがとれるのは、当然早めに当たればいくのですけれども、なかなか希望に当たらないという方も出てきています。それで、私としては、昔、こういった抽選会は、件数が多くなったことによる部分があるかと思うのですけれども、そういったことで、なるべく抽選しない方法はないだろうかという問いはさせてもらって、その抜本的な部分をしてございます。

それから、配車の問題は、先ほど原課の副参事からお話をもらいましたけれども、やはりダンプというのは市が配車を、市が借りて町会に貸し出すという制度ですので、当然その貸し出しする部分において、やはり平等性、公明性、そういった部分がある方法がないだろうかということで、私からはこういうふうにしろということではなくて、抜本的な配車の方法を見直ししたらいいのではないかとということでお話しさせてもらって、原部はいろいろ何案か出ていたのですけれども、今回、素案として出した形で原部が進めていきたいというお話があったものですから、そういった形で私もその案に了解をしていったという状況でございます。私の案としては、少しくどくなりますけれども、別な案も私なりににはありましたけれども、原部の案のほうが公明という部分でいけばよかったですのではないかとこのように思っています。

### ○安齋委員

この前の予算特別委員会で、一回その案については白紙に戻すような話がちらっと出ていたのですけれども、私、当時いなかったもので、もう一回貸出ダンプ制度のその原課から出た案を白紙に戻してもう一回再度練り直すかどうかだけ、確認させてください。どういう答弁だったのか。

### ○建設部片山副参事

貸出ダンプ制度の見直しについては、素案というたたき台を提示させていただいたところでございますが、先日この委員会でも答弁させていただきましたけれども、白紙に戻すということでございます。よりよい制度設計を進めていくということでございます。

### ○市長

それについては、私も答弁いたしましたけれども、再考いたしますということでお話をさせていただきました。

(「そうしたら、もう一回改めて考えるということでもいいのですか」と呼ぶ者あり)

### ○安齋委員

私としては、配車方法とか通し番号をつけるとか、いろいろなことを考えるのはいいとは思っているのですけれども、たぶん、そもそも市が契約するのがいいのかどうかというところの議論をしたほうがいいのかなと思っていて、町会が自主的にやるものに制度変更して、町会がやった分に関して市が補助金を出してあげるとか、そうやって市がここで絡んでくるということ自体がおかしいですし、そもそも道都総合事業協同組合の利益が増えてしまうというものがありましたよね、通し番号で。そうすると、結局このままで利益誘導だとかという御指摘がありましたけれども、そういうふうに見られてしまうので、市が関与するのをやめればいいのではないかと私としては思っているのです。今後、再考するという事なので、この案も少し考えていただけたらと思っているのですけれども、これについてどうでしょうか。

### ○建設部片山副参事

今、委員から御提案いただいた案も含めて、今後、どういう制度がいいのかというのは検討してまいりたいと考えてございます。この制度、市民の皆さんと協働の事業でございますので、この制度を大事にしていきたいと思っています。

### ○安齋委員

どういふ案がいいのかは私もいろいろ考えていきたいと思うのですが、結局は地域に除雪がなかなか入らないということが問題で、そこを市民と協働、町会と協働でどうしたら一番いいのかというところをしていただきたいなど。今回のたたき台として出たものについては、ただの業者の改善にしか見えないので、そういったことはやめていただきたいなと思います。

その見直しについてですけれども、人口対策会議で市民に開かれたオープンの中で議論されていますが、この貸出ダンプについても、そういった場で、除雪に関してもなのですけれども、市民に見える場で協議をして、どんどんオープン化していくべきだなと思っています。これについて、市長は開かれた市政を目指すということですので、ぜひやっていただきたいと思うのです。いかがでしょうか。

### ○市長

人口対策会議でもんでいただいたらどうかというお話だったでしょうか。

(「のようにオープンでやったらどうかということです」と呼ぶ者あり)

そのようにということですね、失礼いたしました。いや、私、その会議の中で、今のお話をされたほうがいいのではないかというお話かと思って。

(「違います、違います」と呼ぶ者あり)

御指摘のとおり、私自身もいつもお話しさせていただいているように、やはり市民の皆様にも一緒にこの制度設計であったりとか、何か政策をつくっていく過程の中で御協力をいただきたいという思いはありますので、今後において、この貸出ダンプ制度もその土俵にのせられるかどうか、検討してまいりたいというふうに思います。

### ○安齋委員

私としては、業者を集めてちまちまとやるよりは、市民みんなに見てもらったほうがいいと思っています。

予算の市長ヒアリングなども、少し話が飛びますけれども、大阪市みたいにオープンにして、ぜひやるべきだなと思っています。これについて、後でもし御答弁があれば言っていたきたいと思います。

### ◎人事について

人事についてですが、人事、いろいろと問題等を指摘されています。当初やはりこういうのは内申が出て、原課がつくって、それについて市長が決裁するという流れだと思うのですが、改選後、市長にたたき台が出て示されたと思いますが、がらっと違う案になって来たということですが、その一回市長に来た案は何がだめで、どうしてそういうふうな考えになったのかを伺えればと思います。

### ○市長

これについては、以前にも議会の中で答弁させていただいたところがございますけれども、具体的にこの人のこれがだめでかというところを変えたというところではございません。そのときもお話ししましたように、さまざま経験者などからお話を聞いたりとか、私なりに最初から人事に踏み込もうということで御意見を聞いたこととは限らないものもありますけれども、私なりに職員と接したりとか、さらにはいろいろな取組を見てきたりとか、実際に議会傍聴も私なりにさせていただいて職員の答弁姿勢とか考え方、私なりにも見てきたことなども踏まえて対応させていただいたというところがございます。

### ○安齋委員

その点で、原案が出てきたと。それについて、一度そういった相談をしたということですから、外部の人にそれ

を見せて相談したのではないかと思うのですけれども、これはどうなのですか。

○市長

それはありません。

○安齋委員

そうしたら、どういうふうに相談したのですか。見せないで相談したのですか。持って帰って、見せながら、こういう案が出てきたのですけれどもこれはどう思いますか、これは変えたほうがいいですかとやるのが、その外部に相談するという事かなと思うのですけれども、違うのですか。

○市長

さまざまな御相談をさせていただく中で、その経験者の方々とかにお話をさせていく中で、例えば副市長の件とかで御相談をさせていただいた中で、現在の部長職の職員のパーソナルな部分であったりとか、また能力であったりとか、細かいことも含めていろいろアドバイスをいただいた、そういうような情報を加味してという意味合いでございます。

○安齋委員

内々的な話になりますけれども、原案を示されて、いろいろ話を聞いて、どういうふうに人事案をお示したのですか。

(「ある原案は示してないです」と呼ぶ者あり)

市長から案を示していないのですか。

(「その方々にですか」と呼ぶ者あり)

いやいやいや、現場の職員にこういうふうにやってくださいという案は、どういうふうに示したのですか。

(「最終的にということですか」と呼ぶ者あり)

そうです。

現場に指示してもう一回これをこうやってつくってくださいと表をつくってもらったのか、表をつくり直して出したのか。

○市長

最終的に私自身がつくり直して提示をさせていただいてということでございます。

○安齋委員

選挙前に市長と一度お話しさせていただいたときに、いろいろな政策について後援会に相談して、それを開かれた市政なのだということをおっしゃっていたと思うのですけれども、後援会に……

(「ごめんなさい、それはどのお話ですか。いつの話ですか」と呼ぶ者あり)

選挙前。

○委員長

委員長を通して発言をお願いします。

(発言する者あり)

○安齋委員

選挙前に、市民に開かれたというところで、後援会の人たちにも相談してということをお話ししていたと思うのですけれども、この人事に関しても後援会の人に相談してなのか、それともいろいろなつじ立ちしている周りの人たちに会ってこの人どうですかねとかと聞いたのか、そのさまざまな人の意見というのが明確ではなくて、前に山田元市長のお話とか出しましたけれども、内部の人事は外にそうやって漏らしたり聞いたりしてやることではないと私は思っているので、だからどういう人たちに話を聞いていったのかというのを具体的に示してほしいのです。

**○市長**

先ほどお話ししたように、その案とかを外に出して示してということをやっていたわけではございません。それについては、前段、先ほどお話ししたように、前定例会でもお話しさせてもらったように、お伝えさせていただいたところなので、それについては改めて御確認をいただければというふうに思います。

**○安齋委員**

では、まず、次に移ります。来年また人事異動の時期になりますけれども、今回、いろいろ問題がありました。指摘されているかと思えますけれども、それらを含めて、来年度の人事についてはどういう手法を考えているのか、お聞かせいただきたいと思えます。また、さまざまな人に聞くのか、内申書が上がってきたものを加味するのか。

**○市長**

内申書もこのたびも加味はさせていただいているところなのです。別の議員の方々から、そのとおりにはないというお話はありましたけれども、内申書はもちろん目を通させていただいた上での判断なので、今後においてもそれももちろん加味をしながら取り組んでいきたいと思っております。

**○安齋委員**

市長は問題点として内申書の書き方がばらばらだったということを御指摘されていましたが、人それぞれ違うので、書き方は違うと思うのです。では市長はどういう内申書だったらいいいのかというのをきちんと現場に言わないと、全然わからないと思えますので、これは人事評価制度を導入して試行的にやっていくということなので、しっかり、ルールはルールなので、それにのっとって、その中で森井市長の考えを反映させられるようにしていただきたいと思います。何か無理やり出たものを全部ぐちゃぐちゃにするのだとか、そういうのではなくて、そういう方法を考えていただきたいと思えます。

人事についてはまた総務常任委員会でやらせていただきたいと思えます。

**◎乳幼児等医療助成制度について**

まず、乳幼児等医療助成制度ですけれども、なぜまずこのタイミングで出されたのかを伺いたいと思えます。

**○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長**

私どもといたしましては、第3回定例会の中でも、拡大案について、分析の結果をお示ししたいとお答えしておりました。拡大案といたしましては、今回提示したもののほかにもいろいろなパターンがございますけれども、財政負担の金額も含めまして、平成28年度予算策定に向けて、現実的と思われる三つのパターンに絞りまして、具体的な選択肢を示す必要がありますので、今回このようにお示した次第です。

**○安齋委員**

市長に伺いますけれども、この乳幼児等医療助成については、何のため、何の目的のためにやっているのか、伺いたいと思えます。

**○市長**

これにつきましては、それこそ公約の中でも掲げさせていただいておりますけれども、現在、小樽は、これだけ人口減少が続いている状況の中で、子育て世代の流出という部分も一つの要素、原因だというふうに思っております。子育てをしやすい環境を整えること又は子育て世代を支えていく制度を構築していくこと、それは人口減少に歯止めをかけていくための一つの大きな役割になる可能性があると思っております。また、私自身としては、さまざまな高齢者に向けての制度設計であったりとか、あとは経済政策、さまざまありますけれども、やはりこの子育て世代、これからこのまちで育て、このまちの子供たちがこのまちに愛着を持ってこのまちで生きていこうというか、そういう思いを将来的に持っていただくことそのものが将来的に大きく結びつく、そういう思いも持っております。ですので、その子育て世代に対しての制度の中における小学生までの医療費の無料化という表現を当初させていただいておりましたけれども、その子育て時代の負担軽減に結びつくことが、今、お

話ししたような流れへと結びついていく一つの制度であるということが大きな目的ではございます。

**○安齋委員**

これも一つだとは思いますが、いろいろ調べると、これだけではそんなに人口は増えていないんですね。何か、これだけではないのですよ。私が聞きたいのは、1億1,600万円をかけてまでやる必要があるかどうかを検討する必要があると思っています。さらに、先ほどこのタイミングでというお話を、たぶんここで、議会で議論してということだと思っておりますけれども、これだけ見ていると、ただ段階的なことしか書いていなくて、本来であればやはり財政負担等を全市的に考えて議論すべきだと思っております、これだけでは全く議論できないですね、ただ何ですか何ですかと聞くだけで。だから、私としては、これから財政ヒアリングに入っていきと思っておりますけれども、財政部長ヒアリング後に、当初予算で第1回定例会に出る前に一度、やはり議会の場で議論させていただく材料を整えてほしいと思います。いかがでしょうか。厚生常任委員会を開いてとかでもいいのですけれども。

**○市長**

大変恐縮ですが、常任委員会を開催されるかどうかというのは、議員の皆様自身のお考えが中心だというふうには認識をしていただいております。ただ、御指摘のように、特に来年度予算に向けての歳入歳出がある程度見込みがつく、そしてヒアリングでさまざまなほかの制度も加味しながらどう対応するのか、まさにこれからでございます。そのある程度、来年度に向けての先が見えてきた中で、このような形で導入したいという思いは、できれば、今、御指摘のあったように、来年度の具体的な予算になる前に、皆様に御提示をしたい、そのような思いを持っているところでございますけれども、私自身がまだそのスケジュール感をつかめていない部分がございますので、そのあたりは原部と打合せをしながら、今、お話しされたような対応ができるよう努力してまいりたいと思います。

**○安齋委員**

原部に聞きますが、来年度の新年度予算編成に当たって、どういうスケジュールになるのですか。

**○（財政）財政課長**

12月に財政部長ヒアリングを行いまして、1月に入ってから国の動向や地方財政計画ができますので、その中で収入というのがある程度固まりまして、それに合う支出ということで作業を進めてまいりますので、かなりタイトなスケジュールで行うことになると思います。

**○安齋委員**

それを加味した上で、いつぐらいのタイミングだったら全体的な予算等を加味したこの具体案が出せるのかというのを伺いたいのですけれども、この医療費助成の。四つ案が出ていますけれども、全体的な財政の収入、支出、地方財政計画とかを見て、ではこの中でどの段階の部分は新年度導入できますというのを提示していただけるのかというのを伺えればと思うのですけれども、それは難しいですか。

**○（財政）財政課長**

ある程度固まるのは2月ということになりますので、特定のものに、乳幼児等医療費が確定した中で、どういったものを示せるかというのは、今のところは予想のつかないことになります。

**○安齋委員**

私としては、この四つの案が出てきたのは、ただ段階ずつやったというだけで、やはり全体的な財政を見据えて、将来的に、ではこれはどういうふうな制度になっていくかということをしっかり加味した上で議論をさせていただきたいと思っていて、逆にその2月の部分で出ても、次、すぐ2月後半から今度3月第1回定例会に入りますから、その段階だともう予算が確定して、これもどこの段階でというのを織り込んだものしか、こちらには出てこないわけですよね、やるとしても。だから、その前に財政的に見通しを示して、これでどこまでいけるのですかというのを議論させていただきたいというのが私の考えです。

### ◎財政の市長ヒアリングのオープン化について

これについては、後ほどまた個別に話をさせていただこうと思いますが、最後に市長にも市政のオープン化ということで、先ほど、後で答弁できたらということをお願いしていたのですけれども、その除雪、貸出ダンプを含め財政ヒアリングの部分、少し細かいところで財政部までの議論というのはなかなかオープンにすぐはできないと思うのですけれども、市長ヒアぐらいだったらたぶんオープンにできると思うので、ぜひ進めてほしいなと思っています。

中松市政時代によく予算方針を示したりとかするようになってきていますので、次の段階に私は開かれた市政のためには行くべきだと思っていますので、この見解を聞いて、私の質問は終わりたいと思います。

### ○市長

御指摘のように、私自身も市民の皆様への市政のオープン化というのは大変重要なことだと思っています。そのような中で、今日、幾つか御指摘をいただいて、貸出ダンプ制度に伴うことにおいて市民の皆様に関心、お話を伺うような場面をつくっていくべきではないかというお話であったりとか、市長ヒアであったりとか、そのヒアリング等、予算編成過程の中で市民の皆様に関心いただくべきではないかという意味合いだというふうに思いますけれども、そのことにおいても先進事例等を私なりに把握はしているところでございます。やはり今までこの行政の中で、具体的にそこまで取り組んでいる実績そのものがないので、今、そのお話そのものは内部では出しているのですが、今、先進事例等を研究又は取組をどのような効果があったのかとか、その検証効果などを把握し、今後において市としてどのタイミングでそのような制度が導入できるのか、全てにおいてはこれからなのかなというふうな感じはしております。しかしながら、先ほどの貸出ダンプ制度に限らず、さまざまな、審議会はもちろんですけれども、ほかにも先日補助金に伴うお話におけるルール化、また行政の評価に伴う外部評価のお話、いろいろなお話が皆様から出ていますけれども、その中でできることを一つ一つ鑑みながら、検討しながら、実現をしてみたい、私自身はそのような思いを持っているところでございます。

### ○安齋委員

いろいろと御検討いただくということですが、ぜひ市民の見える化を進めていただきたいと思っています。

### ◎市長公約の進捗度の見える化について

最後に、今、1点提案させていただきたいと思うのですが、小樽市議資質向上応援隊なるフェイスブックページがあるのですけれども、そこで市長公約の見える化、進捗度が見える化したらどうかという提案をいただきました。私としては、るるもうやっているものもあるでしょうか、これはできないと言っているでしょうと結構指摘もさせていただいていますけれども、ぜひ進捗度もあわせてオープンにしていく、1年ごとにここまでできましたとか、ここはできませんでした、4年間でこれはできますとか、そういうのをぜひ市民に見える化していただきたいというふうに思いますので、その見える化にあわせてこの点を提案させていただきました。

もし御見解をいただければ、それを聞いて終わりたいと思います。

### ○市長

私も議員のときに、山田市政の中で、それは1年ごとではなかったですけれども、4年終えるときに、公約に掲げたことに対する成果というか、それをパーセンテージで表現されていたように記憶をしているところでございます。それは今、現段階で毎年表現できるかというのは何とも、現段階で表明はできませんけれども、おっしゃるような考え方においても、市民の皆様にとって、私としても大きな公約、幾つも掲げさせていただいておりますので、それが市民の皆様に関心されるような、それも含めた工夫を考え、検討してみたいなというふうに思います。

### ○委員長

新風小樽の質疑を終結いたします。

市長が退室されますので、少々お待ちください。  
共産党に移します。

---

○新谷委員

◎指定管理者施設における緊急時の対応について

今回、公の施設の指定管理者の議案が出ておりますので、その点について、初めにお聞きしたいと思います。

まず、先日、いなきたコミュニティセンターの爆破予告事件が発生しましたが、指定管理者全体の協定書の中で、緊急時の対応は第15条でどのように述べられているか、説明してください。

○（財政）契約管財課長

指定管理者の協定書、これは標準協定書になるのですが、この中で緊急時の対応ということで、まず、「市及び指定管理者は、指定期間中における緊急時の連絡体制を整備しなければならない」「指定管理者は、本業務の実施に関し事故、災害等の緊急事態が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じるとともに、市を含む関係者に対して緊急事態の発生の旨を通報し、市と協力して事故、災害等の原因調査、対応に当たらなければならない」とうたっております。

○新谷委員

それで、コミセンのこの事件なのですけれども、利用者を色内小学校ではなくて、稲北会館に避難させました。これについて、爆破予告からどのように経緯していったのか、時系列で説明してください。

○（生活環境）小山主幹

12月6日に発生しましたいなきたコミュニティセンターの爆破予告事件の時系列ですけれども、まず、13時10分にいなきたコミセンに2回電話が来ました。受けたのが副館長であります。内容といたしましては、1時から4時の間に爆破するから早く逃げろというような内容でした。その当時、施設内には副館長と職員の2名が勤務しておりました。コミセンの副館長がこの電話を受けまして、指定管理の代表者である小樽ビル管理の社長に連絡をいたしまして、その後、直ちに小樽警察署に110番通報いたしました。

警察は13時20分から30分の間に到着いたしましたので、この後すぐ避難指示をいたしました。全館なのですけれども、いなきたコミセンのほかTSUTAYA、札幌フードセンターなどの来客者等も全員外に出したということです。

その後、施設内を警察が調査しております。なお、副館長は避難してその後、小樽警察署の事情聴取を受けております。なお、施設の内部を調査いたしましたけれども、爆弾物等は発見されなかったということです。

13時33分なのですけれども、警察から小樽市消防本部に電話を入れております。

それから、14時36分ですけれども、副館長から、私、生活環境部主幹へ電話でこの事件の内容の報告がありました。私から、その後、随時、部長、次長、担当主査へ連絡しまして、各自コミセンへ直行しております。

14時41分に警察が中を調査した結果、爆弾等が発見されなかったということで安全を確認いたしましたので、規制解除をしております。

なお、その後、警察は16時30分ぐらいに施設を撤退したということで聞いております。

○新谷委員

何事もなかったということでほっとしておりますけれども、このとき、管理者から小樽市へ連絡したのが約1時間半後です。なぜこのように遅れたのでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

今回の連絡の遅れにつきましては、先ほど申し上げました副館長、それから職員が警察の事情聴取を受けておりました。その時間がかかっていたために、私どもへの連絡が遅くなったというふうに聞いております。

○新谷委員

最初に聞いたように、緊急時の対応、マニュアルはつくることになっております。市を含む関係者に対して緊急事態の発生の旨を通報し、市と協力してというふうに書かれておりますけれども、このようなマニュアルはつくられていたのでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

今のマニュアルの件ですが、確認いたしましたところ、施設の関係で一番可能性がありますが、火災と、それからけがをされるということで、119番通報のマニュアル等についてはできておりました。しかしながら、今回のような爆破予告というマニュアルについては、つくってはおりませんでした。

○新谷委員

緊急時というのは、火災、それからそれに類する災害のようなものばかりではありません。こういうことが今後とも起こり得るわけです。それで、この件について、その後どのような改善を行っておりますか。

○（生活環境）小山主幹

まず、事故が起きた後ですが、生活環境部長名で、私どもの緊急連絡先を各施設に送って、執務室に緊急の場合、直接そちらに電話をもらえるような形も措置いたしました。また、職員に対しても、このようなことを想定して、職場でミーティング等をするように、あと内容について周知するように通知いたしました。

○新谷委員

この12月6日という日は、本当に大変寒い日でした。利用者、来客の皆さんが屋外に避難してから47分ほども待たせてしまったということで、色内小学校開設職員と連絡がつかなかったというのは、これは問題だと思いますが、一方、鍵を一人しか持っていないために、その職員が休みの日にどこにも出られないというのも、これも問題であります。別な方法、体制を確立しなければならぬと思いますけれども、これについてはどのように考えているのでしょうか。これはコミセンだけではなく、ほかの施設もそうですけれども。

○（総務）半田主幹

今回のような事件が発生した際に、避難所開設までの時間を短縮できるように、避難所を開設する必要がある又はその開設の必要性があると考えられる事件が発生した場合には、警察から直接、防災担当に御連絡をいただけるように、警察と打ち合わせたところであります。

また、先ほどお話のありました開設職員についてですが、現在、小・中学校に各2名を配置しているところですが、鍵を所持している職員は1名でありましたので、施設を所管する教育部に承諾を受けた上で鍵を複製し、もう一名にも鍵を所持させたいというふうに考えております。

○新谷委員

この事件はいなきたコミセンで起きて、また起きないとも限りません。ほかの施設全体に通じることですが、これは最初に聞くべきだったのですけれども、指定管理者それぞれの施設で緊急対応マニュアルというのはできているのでしょうか。

○（財政）契約管財課長

この緊急時の対応につきましては、各施設で連絡体制ですとか、そういうものは作成しております、マニュアルの作成といいますか、緊急時の連絡体制の一覧ですとか、そういうものを作成しているのは当然でありますけれども、そのほかの部分につきましては、各施設ごと、状況が違う部分もありますので、市としてもどういうものを作成しているかという部分については、これから把握はしたいと思いますが、現段階では確認していないということでございます。

○新谷委員

ぜひ把握していただいて、改めてどのような場合でも緊急時の対応が、速やかにいくようお願いしたいと思

ます。今回は、災害などこういう爆弾事件などについては、今までなかったので慌てたようなところがありますけれども、どういう場合であってもこうした緊急時の対応を、速やかに行えるようなマニュアルを改めて各施設でつくっていただきたいと思いますが、最後に答弁をお願いします。

○（財政）契約管財課長

先日のこの事件の後、生活環境部におきましても、新たな連絡体制の徹底ですとか対応をしているところでございます。今後、このような事件、これは今まで確かに想定していなかった部分もありますので、そろそろそういう検討も必要な時期に来ているかとは思いますが、今後は委員会の中でも議論していきたいと考えておりますので、マニュアル等の作成につきましても、可能かどうかも含めまして検討していきたいと考えております。

○新谷委員

そろそろということではなくて、早急に見直しを行っていただきたいと思っております。

◎指定管理者管理代行業務費関連について

続いて、12施設の指定管理者による管理代行業務費が提出されておりますけれども、改めてお聞きします。この指定管理者はどのような手順で決めたのか、お知らせください。

○（財政）契約管財課長

現在、小樽市の指定管理者につきましては、全体で22施設となっております。このうち平成28年度の更新施設、これにつきましては12施設ということで、さらにこの12施設の中では、公募による施設、それが4施設、任意による施設が8施設となっております。資料の中にありますように、公募による施設につきましては、小樽市鯉御殿、銭函パークゴルフ場、小樽市営住宅、それと市民会館、公会堂、市民センター、この3施設一括となっておりますけれども、この部分について、公募により募集しております。

この公募と任意の違いですが、小樽市公の施設の指定管理者に関する条例におきまして、選定は公募による申請に基づき行うこととされておりますが、ただし施設の性格、規模・機能等を考慮して、公募が適当でないと認める場合は任意で選定することができることとされております。

公募に係る審査につきましては、小樽市長の補助機関であります小樽市公の施設指定管理者選考委員会で審査しております。委員会組織につきましては、副市長、総務部長、財政部長、その他職員若干名で構成するということになっております。現在、副市長不在でございますので、定数は7名ということになっておりますが、7名のうち6名の委員会の構成となっております。審査方法につきましては、業者から直接ヒアリングを行っております、審査基準につきましては、施設の管理を安定して行うことができること、施設の効果的かつ安定的な管理ができること、施設の使用について公正性及び公平性の確保ができることなどを総合的に審査しております。

また、指定期間についてであります、運用に関する指針において、原則として5年間と定めております。施設特有の事情、特殊性があるときは、5年以内で設定することができるということもうたっております。

なお、この規定につきましては、平成26年に改正しております、以前は公募によるものは3年としておりましたが、27年度の更新から5年以内ということに変更になっております。今回の更新の中で、鯉御殿、市営住宅、この2件につきましては、この変更に伴い5年ということが可能になったことから、以前の3年から延長されたものであります。

○新谷委員

平成26年に5年以内というふうに変更されたということですか。

それで、そういう中であって、自然の村3年、それから観光プラザ2年、それから総合福祉センター3年に変更したのはどのような理由でしょうか。

○（産業港湾）農政課長

まず、自然の村の5年の期間を3年に変えた理由なのですが、各種、予算特別委員会でも今までも議論されてお

りまして、収入料の減収があるので、増収対策、それから支出抑制ということで、管理経費の見直しをということいろいろと議論されましたので、それを含めてその辺の効果検証を図るため、任意で3年というふうに変えたところでございます。

**○産業港湾部次長**

小樽市観光物産プラザにつきましては、これまで、5年という形の期間ですけれども、今回、2年になっています。これにつきましては、次回の指定管理の見直しのときまでには、一応、公募も検討していただきたいというような御指示があったことから、一応、今回は2年間という形になっております。

**○（福祉）地域福祉課長**

小樽市総合福祉センターなのですけれども、今まで5年だったのですが、今度は3年間になっております。今年度、耐震診断が予定されていること、それから公共施設の建替えを含めた全庁的な検討が行われるということで、耐震診断の結果を踏まえて全庁的な検討の中で、今後、どのような方向になるかわからないと、そういったこともありまして、3年間の期間としたところであります。

**○新谷委員**

自然の村は収入が少なくなってもっと増収したほうがいいのか、管理経費の見直しをして効果の検証を図るべきだという、そういう指摘があつて短くしたということですが、事業費が、3年に縮小したからではないのでしょうか、かなり減っております。これはどうしてこのようにしたのか、まずお聞きします。

**○（産業港湾）農政課長**

今、自然の村はプロパーというか、正職員が5名おまして、そのうち2名が来春、平成28年の3月に60歳になるということで、それ以降につきましては、給料の部分が主に減少しているということになりますが、国の高年齢雇用継続給付とか、そういったものを利用して給与を見直したということで、このように若干下がっております。

**○新谷委員**

それから次、観光プラザは、公募を検討していくということですが、これはどこか、今、管理しているほかに希望されているところはあるのでしょうか。

**○産業港湾部次長**

今のところは候補というところはありません。ただ、この2年間に向けて、公募ができるかどうか、全体を含めて検討していきたいというふうに考えております。

**○新谷委員**

その辺の理由があまりよくわかりませんが、もう少し詳しく示していただけませんか、なぜ公募をするのかというところを。

**○産業港湾部次長**

基本的に指定管理につきましては、やはり公募が一番いいというふうに考えておりますけれども、ただ、今までずっと任意で来ている中で、果たして運河プラザが、要は任意でなければだめなのか、公募でできないのかということの御指摘もあると。そういうことも踏まえまして、ここ2年間ですることができるかどうかも含めて検討してほしいという形の中で、2年間になっております。

**○新谷委員**

それで、総合福祉センターですが、耐震診断も含めて全庁的な検討ということですが、これは建替えとか、そういうことも視野に入れたものですか。

**○（福祉）地域福祉課長**

これは全庁的に検討すると。当然その中では、建替えも含めて検討されると思うのですが、この順番等

は、本当に市の建物は全部老朽化しておりますので、その中で優先順位をつけてやっていくということで聞いております。

**○新谷委員**

では、今、まさか廃止をするのではないだろうなという声がちらっと聞こえましたけれども、まさかそういうことはあり得ませんね、確認しておきます。いかがですか。

**○（福祉）地域福祉課長**

今のところ、そのようなことは考えてございません。

**○新谷委員**

それで、今、自然の村で、人件費のことが出されました。この推移をずっと見てみますと、当初始めた1回目の管理費より減額になっているところが多いのです。この理由はどういったところにあるのか、全体的なことで説明していただきたいと思います。

心配するのは人件費なのです。これがどうなっているのか、調べていますでしょうか。

**○（産業港湾）農政課長**

人件費についてですが、平成28年度、大体3,500万円ぐらいで職員5名の人件費ということになっております。推移は大体変わりません。

**○新谷委員**

私、これは一つの例として先ほど答弁があったものですから言ったのですけれども、全体的なものです。官製ワーキングプアということも非常に今、問題になっている中で、人件費がどうなっているのか、下がっているところもあると思うのですけれども、そういうような大幅な人件費の削減で管理費を減らしているのでは、問題があるのではないかと思いますので、全体的なことを聞いたのです。

**○（財政）契約管財課長**

全体的な部分ということですので、施設によってやり方が違うのですが、利用料金制というのをとっているところもあります。そこで利用料金が上がれば、当然市から出す管理費用については下がるというような形もありますので、一概には人件費部分を削っているですとか、そういうことはないと思うのですが。

（「施設から報告は受けていないのですか」と呼ぶ者あり）

**○財政部長**

この指定管理の場合は、公募業者が決まった後に、改めて原部と業者と委託料の最終的な額を決める流れになってございまして、そういった中では今後の最低賃金のアップ率ですとか、そういったことも十分に勘案しながら委託料の額を決めてございます。

**○新谷委員**

調べていないところはしっかり調べていただいて、先ほども言いましたけれども、ワーキングプアとならないような、そういうような対策を講じていただきたいと思います。

**◎未婚ひとり親の寡婦控除みなし適用について**

次に、一般質問でも取り上げました未婚ひとり親の寡婦控除のみなし適用について伺います。

市営住宅の家賃の適用は、公営住宅法施行令の一部改正で来年10月1日から施行ですけれども、この背景には平成26年の地方からの提案等に関する対応方針が閣議決定されたことにあります。この地方からの提案等に関する対応方針とはどういうものか、説明をお願いします。

**○（総務）企画政策室安部主幹**

地方分権改革における提案募集方式について、ここで提案されたのですけれども、その経緯を含めまして御説明したいと思います。

地方分権改革につきましては、これまで国の内閣府で進められてきておりまして、地方分権改革推進委員会による勧告等に基づき、地方公共団体への事務や権限の移譲、地方に対する義務づけ、枠づけの見直しなどが進められてきております。

今般、平成26年6月に成立しました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第4次一括法により、23年4月成立の第1次一括法から進めてまいりました地方分権改革推進委員会の勧告等の検討につきましては、一通りここで行われるところになります。

そこで、国では引き続き個性を生かし自立した地方をつくるためには、地方の声を踏まえて地方の発意に根差した取組を促進し、地方分権改革を進めていく必要があるとしまして、これまでの委員会勧告にかわる手段としまして、個々の地方公共団体から地方分権改革に関する提案を広く募集し、提案の実現に向けて検討を行う提案募集方式が26年度から導入され、27年度までに2回の提案募集が実施されております。この提案募集につきましてはこの提案の対象につきましては、これまで委員会勧告により推進してきた項目と同様でありまして、一つには地方公共団体への事務、権限の移譲、それからもう一つには地方に対する規制緩和、義務づけ、枠づけの見直しなどとされております。

また、全国的な制度改正に係る提案を対象とすることとされておりますけれども、一律の権限の移譲が困難な場合などのために、選択的な移譲を認める手挙げ方式とする提案も含まれております。

この提案方式の流れにつきましては、まず募集につきまして、内閣府が年1回の受付を行いまして、提案に当たっての相談等を並行して行っております。それから、内閣府が中心となりまして、関係府省の提案への回答、それからその回答に対する提案した団体からの見解の提出などについて、内閣府を中心にやりとりを進めていまして、年末までには有識者会議の調査審議を経て、地方分権改革推進本部による決定と閣議決定が行われる運びとなっております。

また、法律改正が必要な事項につきましては、所要の法律案が国会提出されまして、この提案につきましての実施の可否等がここではっきりしてくるというような流れになっております。

#### ○新谷委員

寡婦控除みなし適用に入る前に、この件について引き続き聞きたいと思います。地方分権改革というのは、国の責任を地方に押しつけるものもあって、必ずしも賛成できるものではありませんが、地方でできるものは積極的に提案していくべきだと思いますけれども、小樽市は何か提案したことはありますか。また、考えていることはあるのでしょうか。

#### ○（総務）企画政策室安部主幹

小樽市のこれまでの提案の状況につきましては、平成26年度から始まりまして、今回、27年度、2回ございますけれども、今のところございません。

それから、考え方につきましては、市の事務事業を進める上では、国や北海道などに権限があったり、それから国の規制などがあったりで、手続上、時間がかかったり、それから市独自の実施ができないなど、これからの市民サービスの提供を考える上で支障が生じるような、もし事案がある場合には、こういった提案制度を積極的に活用することを検討すべきと考えております。

現状としましては、国からの提案募集についての情報収集のほか、本制度による手続などに関して各部局への情報提供、それから調整に努めてまいりたいと考えております。

#### ○新谷委員

公営住宅の寡婦控除みなし適用は、この制度を活用して、愛媛県松山市が提案したわけですが、今、これから考えたいというような御答弁でしたけれども、まず、全部局にこういう制度があるのだということをお知らせして、そしてやはり職員の皆さんの積極的な提案を受けていくと。これが行政の活発化にもつながると思いますので、こ

の点について、ぜひ市民の利益になるもの、また小樽市の利益になるものを提案していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室安部主幹

現状で、各部局、各課でやられている事務事業につきまして、その都度、市民サービスに向けての取組というものを行っていきまして、その中で、もしこの制度上の何か支障事案といえますか、そういったものがあつた場合には、この提案制度を使って国に働きかけていくということは大事な考えだと思っておりますので、今後、国のそういった募集の動き等々を逐一、各部局には情報を提供していきたいと考えております。

○新谷委員

それでは、公営住宅の家賃なのですけれども、3歳未満児のひとり親世帯で給与収入240万円以下の場合、みなし適用する場合としない場合では、家賃はどのように変わりますか。

○（建設）越智主幹

今、委員からお話があつたような条件でいきますと、最低の分位ということになりまして、家賃については同じ金額になります。

○新谷委員

それでは、各控除が適用されない場合の収入分位と適用される場合の収入分位、それぞれ1の給与収入は幾らになりますか。

○（建設）越智主幹

まず、寡婦控除が適用されない場合の収入額につきましては、給与収入で258万2,000円以下、寡婦控除が適用された場合には296万8,000円ということになります。

○新谷委員

家賃だけ見てもこれだけ、年間38万6,000円違うわけですが、来年10月1日を待たずに、前倒して検討していただきたいということに対しては、国に準拠して行うということでしたけれども、手続上そのように時間を要するものでしょうか。

○（建設）越智主幹

公営住宅の家賃につきましては、申告に基づいて決定しているところでありまして、来年の家賃というのが、今年の夏に申告をいただいたものについて計算する形になっておりまして、来年10月に向けて、次の来年のその申告を受ける時期に合わせて、制度の概要についてわかりやすいような形で説明をしながら、そこで申告をいただいて、それを基に決定するというところで今のところ考えております。

○新谷委員

そんなに難しくないようにも感じるのですけれども、いずれにしましても来年10月からということですので。お役所文書というのは、なかなかわかりづらいところがありますので、わかりやすく、また周知に努めていただきたいと思ひます。

次に、保育料の寡婦控除みなし適用です。市長は一般質問の答弁で、来春に向けて前向きな検討をするという答弁でした。質問の中でも言ったのですが、このみなし適用を実施している自治体が昨年以來、急速に広がっているわけでありましてけれども、これらの市にお聞きしましたところ、幾らの金額でもない、つまり市の財政負担はそうでもないからということもありました。

小樽市では、千葉議員、それから林下議員が2年前に質問しておりますし、今回の質問もあり、試算をしているのではないかと思います。初めに給与収入204万円です。3歳未満の子供がいる場合、寡婦控除があるのとないのとでは、まず保育料にかかわる住民税はどうなりますでしょうか。

○(財政)市民税課長

寡婦控除がある場合につきましては、給与収入で204万円以下なら非課税となります。

また、寡婦ではない場合で基礎控除のみの場合になりますと、市・道民税年税額で9万4,200円という形になります。

○新谷委員

今、基礎控除のみの場合ということで、ゼロと9万4,200円という、こういう違いが出てくるわけですね。

それから、非課税でなければ子供の医療費も、3歳以上になるとこれはやはり負担が増えます。それで、いろいろな負担が増えるわけですが、保育料の場合、みなし適用をしない場合、月1万4,500円ですね。非課税の場合はゼロですから、これもまた大きな差が出てくるわけです。この負担は子供に対して不利益を与えないようにしなければなりません。

それで、今、対象者数とか年間の影響額など、試算していただきたいと思います。

○(福祉)子育て支援課長

本年9月に改定がございましたけれども、対象世帯といたしましては12世帯ございます。ただし、みなし適用は控除の一つでございますので、結果的に保育料額が動く場合、動かない場合、そういったものもございます。

(「年間の影響額と聞いたのですけれども」と呼ぶ者あり)

○(福祉)子育て支援課長

その中で、影響金額ということでは、影響がある部分につきましては、おおよそ106万円というふうな形で試算してございます。

○新谷委員

少なくないとは言いませんけれども、このくらいの金額で実施できるのですから、市長が前向きに検討するというお答えでしたから、ぜひ4月実施に向けて検討していただきたいと思います、改めて福祉部の決意をお願いいたします。

○福祉部長

今定例会でも新谷委員から寡婦控除のみなし適用、特に保育料に関して来年4月からという御要望が出ております。こちらは寡婦控除については、平成25年度第3回定例会でも小樽市議会で意見書を出されておりますけれども、この意見書の中身も見ますと、これは基本的には税制改正を求める内容でございます。今回、各セクションの取扱いが簡単なことではないかという御意見もありましたけれども、一番簡単なのは、税制を変えるというのが一番簡単なことだと思いますので、こちらとしても保育料については、新年度、何らかの形でこれを導入したいと今考えて鋭意検討しますが、ぜひ国政でもこういったことを積極的に検討していただきたいと思いますというふうに考えます。

○新谷委員

もちろん税制改正については、与党を中心に頑張っていただきたいと思います。それはまた小樽の市議会で意思決定したことでありますので、それに向けては、また意見書なりで検討してもらえないかと思っておりますけれども、今、実施に向けてということでしたので、ぜひ頑張ってください。

それから、年少扶養控除のみなし適用です。現在、道内の47市町村で、年少扶養控除のみなし適用を実施しております。小樽市も子育て世代の負担軽減のため、今年度は実施しております、保護者は大変助かっていると思います。来年度も継続していただきたいと思いますと思っておりますが、どのように考えていらっしゃいますか。

○(福祉)子育て支援課長

年少扶養等控除の再計算の取扱いでございますけれども、基本的に市の独自対応となりますので、先ほどのみなし寡婦控除の適用と同様に、保育料の歳入の減少の度合いなど、この間の社会的状況なども踏まえまして、今後の予算編成時期に検討が必要な課題というふうに認識しているところでございます。

○新谷委員

もちろん市の財政負担を伴わないとは言いません。しかし、子育て支援、子育て世代の負担軽減のためにも、ぜひ実施していただきたいと思います。

札幌市は当初、このみなし適用を行わなかったために、多子世帯の負担が大変大きくなって、父母の皆さんが市長に陳情要望を行って、とりあえず2017年8月までは実施するというふうになりました。

そういうことで、やはりこの今、子育て世代というのはさまざま負担もかかるものですから、ぜひ先ほどの医療費の拡大もありますけれども、そういうことで子育て支援の立場で積極的に継続していただきたいと再度伺って、終わります。

○福祉部長

ただいまの件につきましても、私どもも本来は国でこうした保育料の取扱い、特に年少扶養控除の取扱いはしっかりと目を向けて早急に改善していただかなければならないというふうに考えていますけれども、具体的にやはり小樽市の財政状況ですとか、それから近隣市の状況ですとか、もちろん保護者の御意見などもいろいろと勘案しながら、検討はしていきますけれども、なかなか今ここでは明快なお答えはできないということを御理解いただきたいと思います。

○小貫委員

◎禁煙支援や受動喫煙防止の対策について

耳の痛い人も大分いるかと思うのですが、禁煙支援といわゆるたばこの対策についてお聞きしていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それで、まず現状についてですけれども、今、取り組んでいる禁煙支援や受動喫煙防止の対策について、その一つである禁煙宣言の現状、またおいしい空気の施設の登録状況などを説明してください。

○（保健所）健康増進課長

たばこ対策につきましてですが、現在取り組んでいます禁煙宣言につきましては、平成27年11月末で28名が登録されています。

また、受動喫煙防止対策といたしましては、おいしい空気の施設の登録状況は、平成27年11月末で126件となっております。

○小貫委員

それで、市内の禁煙外来の医院の数なのですが、保健所のホームページを見ますと、12の医療機関となっています。この12が多いのか少ないのかというのがいまいよくわかりませんで、ほかの都市と比べてどうなのか、説明してください。

○（保健所）健康増進課長

禁煙外来の医療機関の数につきましては、他都市、道内の人口10万都市でございますが、苫小牧市で9か所、江別市で7か所、北見市で13か所、帯広市で20か所、釧路市で17か所となっております。小樽市につきましては、12か所ということで、多いとか少ないではなく、一定程度登録されているというふうに思います。

○小貫委員

似たような人口規模だと大体中ぐらいだということだと思っておりますけれども、そこで2013年度から第2次健康おたる21というものが、2022年度までの計画期間でスタートしています。ここで述べられている小樽市内のこの喫煙率の現状について説明してください。

○（保健所）健康増進課長

第2次健康おたる21は平成25年度、2013年度からスタートしておりますが、その計画を立てるに当たりまして、

本市で調査をしております。2011年に調査をしております、小樽市の喫煙率につきましては、男性は25.2パーセント、女性は15.4パーセント、全体で19.1パーセントでございました。

○小貫委員

大体2割の方が喫煙しているということなのですが、この第2次健康おたる21を作成した段階である2012年末の20歳以上の人口を、今、答弁のあった喫煙率に当てはめると、この2013年度の段階で何人の方に喫煙習慣があったとされるか、説明してください。

○(保健所)健康増進課長

2012年末の20歳以上の人口で喫煙率を考えると、約2万2,000人と推定されます。

○小貫委員

2年前で大体2万2,000人の人がたばこを吸っている人ですという話です。

それで、同様に今年11月末の20歳以上の人口に照らしてみても、健康おたる21で掲げる喫煙率の減少の目標、この目標を達成すると、喫煙者は何人になるのか、また加えてこの先ほど言っていた2万2,000人の数ですが、そこから何人減少させなければいけないのか、説明してください。

○(保健所)健康増進課長

まず、2012年末の喫煙者ですが、2万2,048人となっております。それを今年11月末の20歳以上の人口に照らしますと、1万3,587人になりますので、8,461名の減少が必要というふうに推測されます。

○小貫委員

たぶん今の答弁で、喫煙率の目標を何パーセントに下げるといって目標を達成するには1万3,500人ぐらいになるということで、約8,000人以上がたばこをやめなければいけないと、この10年間に、そういうことだったと思います。

それで、この健康おたる21で掲げられているたばこの対策について、推進母体はどうなっているのか、説明してください。

○(保健所)健康増進課長

第2次健康おたる21のたばこの推進母体につきましては、市内の医療機関の禁煙外来をなさっている医師とか医療スタッフ、あとは保健所の担当主幹、健康増進課全体、また小樽市健康づくり推進ネットワーク会議というのを今年の7月に立ち上げまして、さまざまな団体、19団体の皆様とネットワークをつくっているところでございますので、これらの体制が推進母体というふうに考えております。

○小貫委員

今、聞くと、禁煙外来の医療スタッフだとか保健所が関係するということ、それとネットワーク会議を7月に立ち上げたというのですが、何となく少し弱いなという感想を持っています。対策については後にしますが、それで、今、禁煙外来の医療スタッフと連携をとっているという話なのですが、この医師会を含めて医療機関との連携は具体的にどのようにやっているのか、説明していただけますか。

○(保健所)健康増進課長

医療機関、医師会との連携につきましては、受動喫煙ですとか禁煙宣言の事業のポスターですとか、あとチラシを配布していただいて、登録を進めていただいています。また、担当主幹が禁煙外来を持っている医療機関を一軒一軒訪問させていただきまして、事業の趣旨を説明しまして連携をとらせていただいているところでございます。

○小貫委員

それで、毎年5月末が世界禁煙デーということで、この世界禁煙デーと禁煙週間の取組、どのようなことを行っているのか、説明してください。

○(保健所)健康増進課長

平成27年度の禁煙週間、世界禁煙デーにまつわる5月の集中的な取組につきましては、おいしい空気の施設登録

店の紹介をまずしています。あとは、ポスターを配布したり掲示をするということで、市内の関係機関105か所に送付しております。また、乳幼児健診におきましても周知をさせていただいております。また、禁煙週間の配布につきましては、ポスターにつきましては、市内の関係機関72か所にポスターを送付し、掲示を依頼しております。また、広報おたる5月号に、世界禁煙デー及び禁煙週間の紹介ということと受動喫煙防止対策について掲載をさせていただいております。また、FMおたるにおきましても、たばこにつきましても、あと受動喫煙防止につきましても、番組を通しまして周知を行っております。また、市のホームページで、禁煙宣言登録者の募集を通年ですが行っております。

#### ○小貫委員

啓発活動にとどまっているということだと思いますので、それで北海道教育委員会で、道立学校について、2004年に学校敷地内を禁煙にしなさいと、こういう通知を出しているのですけれども、小樽市内の道立高校の現状はどうなっているのでしょうか。

#### ○（教育）学校教育課長

北海道教育委員会では、今、お話のありましたとおり、平成16年3月に、道立学校喫煙対策に関する指針というものを定め、同年10月から各道立学校において敷地内禁煙を実施することを目指すとして、各道立学校に通知しておりますので、市内の道立学校においても、敷地内禁煙が実施されているとは思いますが、はっきりとした現状としては把握してございません。

#### ○小貫委員

現状を把握していないということなのだと思いますけれども、健康おたる21では、高校生の喫煙率8.1パーセントからゼロパーセントにしますと、こういう目標を掲げているのですけれども、きちんと把握したほうがいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

#### ○（保健所）健康増進課長

第2次健康おたる21を策定するに当たりまして、高校生の皆様に、高校に御協力をいただきまして、喫煙の状況につきましては調査をさせていただきました。しかし、道立高校の状況につきましては、現在、把握しておりません。

#### ○小貫委員

それで、市立の小・中学校の学校開放事業で、学校敷地の喫煙は許可しているかどうか、確認します。

#### ○（教育）生涯スポーツ課長

市立の学校の学校開放事業についてでございますけれども、現在、スポーツでの活動で使用する学校開放が市内の小学校21校、それから文化活動で使用する学校開放が花園小学校、稲穂小学校の2校ということで、小学校について学校開放を行っております。スポーツ、文化活動、いずれにおきましても、学校敷地内では禁煙ということでお願いしているところであります。

#### ○小貫委員

学校開放事業で禁煙なのだったら、日常的に全小・中学校は禁煙ということで捉えてよろしいのですよね。

#### ○（教育）学校教育課長

市内の小・中学校におきましては、平成16年2月から、全小・中学校で建物内禁煙を実施しておりますが、敷地内禁煙につきましては、現在、全市的には実施しておりません。

#### ○小貫委員

先ほど、スポーツで21校と文化で2校は、外から来る方は敷地内禁煙ですと言っているのだけれども、日常的にいる人については、敷地内禁煙ではなくて施設内禁煙ですと、こういうことなのですか。

○(教育)学校教育課長

現在ではそういう取扱いでございます。

○小貫委員

あと、重立った施設ですけれども、市立病院と保健所について、ここは施設内禁煙ということでよろしいのでしょうか。

○(病院)事務部経営企画課長

小樽市立病院におきましては、敷地内を禁煙としております。患者の皆様に御協力をいただいているところでございます。

○(保健所)健康増進課長

保健所におきましては、敷地内も禁煙でございます。

○小貫委員

今、聞いた現状を踏まえ、明日また対策についてどういうふうにやっていくか、お聞きしたいと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時09分

再開 午後 3 時25分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

---

○千葉委員

◎借り上げ市営住宅について

それでは、一般質問の中で既存借上公営住宅について質問しておりますので、何点か伺います。

改めて、本市では、新築住宅ではなくて既存の住宅の借上公営住宅制度導入を進めるということで、この理由について説明をお願いしたいと思います。

○(建設)越智主幹

既存借上公営住宅を進める理由ということでございますけれども、小樽市は、現在、まちなかにあまり市営住宅がない状況があるということと、あと募集倍率も高いという形になっております。また、まとまった新しい住宅を建てるような敷地についてもあまりなくて、新しい住宅を建設することが難しいということがありまして、それでまちなかにおいて既存の共同住宅にはあきがあるということで、その住宅を借り上げて低廉な家賃で市営住宅として提供したいと、こういう思いで進めたいというふうに考えたところでございます。

○千葉委員

今の答弁にもありましたけれども、建設用地の確保が難しいということで、まちなかという答弁でありました。このまちなかとなると、イメージ的には住宅が建っていて商店があるとまちなかというふうに一般的に捉えられるのかなと思いますけれども、この既存の借上公営住宅制度を導入するその場所と伺いますか、もう少し具体的なイメージについてはどのように考えているのか、説明をお願いしたいと思います。

○（建設）越智主幹

まちなかの範囲ということでございますけれども、住宅マスタープランにおきましては、中心市街地の活性化基本計画におけるまちなかの地域のほかに、あと例えば南小樽駅周辺だったり、小樽築港駅周辺ですとか、あと小樽駅を中心とする住居景観指定となっております山手バス路線沿いを加えたエリアを想定しているところです。

それで、実際に借り上げの住宅、どういうところでということにつきましては、これから検討していく形の中で具体的な場所等、地域、エリアですね、そういったところを検討していきたいというふうに考えているところです。

○千葉委員

既存の住宅の借り上げということで、考え方として空き家対策というふうにもうたわれていたと思うのですが、空き家となると戸建てもありますが、その戸建てなのか集合住宅なのか、そういう考え方についてと、またその理由についても説明をお願いしたいと思います。

○（建設）越智主幹

借上住宅につきましては、集合住宅ということで今のところ想定しております。集合住宅につきましては、もともと賃貸するということを前提にして建てられておりまして、管理ということでもしやすいということで、借り上げる住宅につきましては、集合住宅ということで検討していきたいと考えております。

○千葉委員

戸建ての空き家ですと、この家は空き家だなですとか、そういうのは目で見てわかると思うのですが、今、お話のような集合住宅となると、本当にそういう複数の戸数があいている、そういう集合住宅があるのかというのは、目で見てとれない部分がありまして、それをそういうふうに進めるのであれば、もともと住んでいる方もそういう中にいるということで、もともと住んでいながらの人と、市営住宅として借りる人の家賃的な部分で差なども出てくるかと思いますが、そういう意味でもともと入居している方の理解は得られるのかなと少し心配、懸念もあるのですが、その辺についてはいかがですか。

○（建設）越智主幹

委員のおっしゃることにつきましては、実際考えられることかとは思っております。それで、可能であれば、1棟あるいはワンフロアというのですか、そういう単位で借り上げることができればいいというふうには考えているところです。

あと、実際あいているかどうかということも含めてということなのですが、これも実際、条件等、今後、検討した中で募集していくときに、実際そういうところの大家というか、そういう応募、そういったものがいただければ本当にありがたいというふうに考えているところです。

○千葉委員

今、御答弁があったように、1棟ですとかワンフロアということで、でも先ほどまちなかというところで具体的なイメージというか、プランに掲げている場所を説明していただいたのですが、非常に利便性の高い場所であるところから、本当に1棟ですとかワンフロア全てあいているところがあるのかなとも心配もするところです。それは制度がきっちりなった時点で探されるということで理解もしました。

一応この制度なのですが、主に子育て世帯を対象とするというふうにありました。これについても理由を説明してください。

○（建設）越智主幹

まず、既存の建物ということになりますので、いわゆるバリアフリーですとか、今のユニバーサルデザインという、そういう段差が解消されている住宅ですとか、そういう形になっていない、玄関の上がりかまちも高かったりですとか、あと例えばお風呂でもユニットバスになっている可能性もどうなのかということもあって、あと、以前、業界に聞き取りした過程でも、そういうふうなかまち、それから浴室の場合きちんとバリアフリーになって

いないということがやはり実際意見というか、聞き取った結果としてあるものですから、やはりまずは、そういうこともあって子育て世帯ということで考えてきたという経過でございます。

**○千葉委員**

今、おっしゃったように、バリアフリーの対応ではない民間の住宅なので、確かにそういう部分でも多いかと思えますけれども、それだけが理由で子育て世帯を主に対象とするというふうになると、少し違うのかなど。人口対策等々もきっと含まれているのかなと思うのですけれども、これはあくまでも市内に住んでいる、そういう若い子育て世代の方の入居を見込んでいるのか、それとも人口対策として移住も中心としたそういう世帯を見込んでいるのか、その辺についての考えというのは、今のところどのようになっているのでしょうか。

**○（建設）越智主幹**

この子育ての部分につきましては、この住宅マスタープランにおいて、定住とあと移住の両方の観点ということで、子育て支援を求められているという形で記載させていただいているところで、両方を兼ねるという形で検討してきているところでございます。

**○千葉委員**

それと、バリアフリーではない住宅が多いというか、ほとんどがそうだと思いますけれども、さまざまな市営住宅の入居を望む方々の声を聞くと、やはり高齢者の方が非常に多いのかなという印象を受けます。一応、本市として、主に子育て世帯を対象とするというお話ですけれども、この高齢者や障害者等、一部でも改修をして、そういう方たちも入れるような、そういう制度導入にしていくべきではないかと考えておりますが、その辺についてのお考えはいかがですか。

**○建設部武藤副参事**

公営住宅を整備するというところで、その手段として直接建設か借り上げかというのがございます。今、借り上げる部分は子育てということで、るる子育て支援ですとか、バリアフリー関係なのですけれども、高齢者ですとか障害者という方は、今、市で直接建設しておりますものは、エレベータがついているですとかユニバーサルデザインになっております。中心部でも例えば稲穂北住宅ですとか若竹住宅 1 号、2 号棟とか、あと勝納住宅等がありまして、ですので入居していただける、整備する観点からは子育て世帯が借り上げにいく分、高齢者の方々はユニバーサルデザイン、バリアフリーになっています市で直接建設しております住宅に入居していただくという考え方で、子育て世帯はバリアフリーになっていない借り上げのほうをと、そういう仕分のような考え方で、今、既存借上公営住宅制度の設計に取り組んでおります。

**○千葉委員**

では、そういうすみ分けというのは、今後、制度的な中で進めていくというふうに、今、理解もしたのですけれども、道内では既存住宅の借上公営住宅制度は導入されている自治体がないということで、小樽市が初めてになるのではないかと答弁もありました。道内でこの導入について、進んでいない理由についてはどのように捉えられているのか、説明をお願いしたいと思います。

**○（建設）越智主幹**

まず、既存借上公営住宅制度の関係なのですけれども、国でガイドラインの案というものを出したのが、平成 21 年 5 月になっております。それをもって、それから制度設計に取り組んでいらっしゃる場所もあるかと思うのですけれども、あと整備基準の関係の部分の問題もあつたりとかということで、道内において、検討はされているかもしれないのですけれども、まだ制度導入に至っていないというふうに考えております。

**○千葉委員**

道内の各自治体を調べると、新築の借上公営住宅の制度は進んでいるところもあるのかなという印象がありましたので、質問をさせていただいたのですが、質問の中でメリット・デメリットも質問させていただいております。

既存住宅の借上公営住宅制度導入に当たっては、財政的な負担軽減もできるのではないかとというメリットもありまして、これは本市としてはどのような試算がされたのかということについてはいかがでしょうか。

○（建設）越智主幹

試算というか、例えば新しい建物、市営住宅を 1 棟建てると考えたときに、例えば若竹ぐらゐの建物、40 戸ぐらゐ入る建物をつくるとなると、恐らく工事費で、建物だけでたぶん 5 億円から 6 億円ぐらゐはかかってしまうのではないかと思います。借り上げることに伴って、その建設に係るコストは基本的にかからなくなるという部分で、財政的なメリットがあると考えております。

○千葉委員

ということは、新築で若竹住宅程度のもので建てると、五、六億円プラス土地代がかかると。そこに入居した方の家賃掛ける大体 20 年、新築で 20 年なのですけれども、そのスパンで考えた総体的な金額と比べた場合に、既存のほうがかなり軽減されるということでよろしいのですかね。既存の住宅自体は 20 年のスパン、それとも 10 年ぐらゐで考えているのか、その辺についても説明をお願いしたいと思います。

○建設部武藤副参事

もちろん新築の借り上げを想定したときには、先ほど、主幹が答弁申し上げましたように、建設費がありまして、それに見合う、建設費が例えば 5 億円、6 億円だとしましたら、それを 20 年間借り上げるものですから、20 年間で家賃借り上げ料でそれを負担するという考え方です。その既存借り上げとの差は、新築借り上げの場合、新築するときの整備基準というのが、普通に市で直接建設する整備基準も同じですので、施設の水準が高いといいますが、例えば省エネ基準ですとか遮音性ですとか、そういうものがありますので、建設費が高くなりまして、それを 20 年間で借上料として投資するような考え方があります。ただ、既存借り上げの場合は、既に民間の基準で建てられていますので、市で市営住宅を建設するときの基準よりも施設の水準というのですか、それが少し低い。低いということは、建設費が低いということですので、それから家賃とかが算定されますので、新築借り上げに比べて、既存のほうが負担が少ないということで考えているところでございます。

○千葉委員

この制度の導入に当たって、これからも議論されると思います。質問の中で、この制度の導入時期についても、質問をさせていただいております。御答弁では、今年度中に基本的な方針を定め、平成 28 年度に制度の詳細の決定、また市営住宅条例の改正などを予定しており、できるだけ早く制度の導入ができるよう作業を進めるということがありました。この制度導入に当たっては、目標年度等々についてはどのようにお考えなのか、その辺についてはいかがですか。

○（建設）越智主幹

今、委員のおっしゃられましたとおり、できるだけ早くということでは今考えているところでして、具体的な年次まで想定できるというところまで、まだ制度設計等が進んでいないということもありまして、本当にできるだけ早く検討したいというふうには考えているところです。

○千葉委員

人口ビジョンもできて、総合戦略もありますので、しっかりとまたその期間内には運用できるように、ぜひ進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎助産師の活用について

次に、助産師の活用について、何点かお伺いをしていきたいと思います。

初めに、助産師の資格について、説明をお願いしたいと思います。

○（保健所）保健総務課長

まず、助産師の資格でございますけれども、これにつきましては、保健師助産師看護師法という法律に定められ

ておりまして、まず一つが看護師国家試験に合格した者、二つ目が助産師国家試験に合格した者で、それぞれの免許を厚生労働大臣から受けた者ということになっております。

○千葉委員

この助産師の役割についてはいかがですか。

○（保健所）保健総務課長

助産師の役割ということでございますけれども、二つございまして、まず一つ目が助産ということで、妊婦に分娩兆候が現れてからお産が終了して完全に分娩が終わるまでに行う一連の分娩の介助行為ということでございます。

それから二つ目が、保健指導ということでございますけれども、分娩が終わって母体が正常に戻るまでの期間、通常 6 週間でございますけれども、その妊産婦、それと新生児、出生後およそ 1 か月間の子供でございますけれども、この妊産婦と新生児の保健指導を行うこと、この 2 点でございます。

○千葉委員

質問のときにも少しお話ししましたけれども、非常にスキルが高い助産師という資格だと思っております。

現在、市内の助産師の資格を有している方の人数等、わかりましたらお答えいただきたいと思っております。

○（保健所）保健総務課長

資格の所有者ですけれども、現在、保健所で把握している数字といたしましては、32人でございます。

ただ、資格を有しているというだけでありまして、この方々全員が、今、助産師として勤務しているかどうかまではわからないということでございます。

○千葉委員

今、お話があったとおり、看護師として勤務している人も多いのかなというふうに思っているのですが、そういうスキルの高い助産師が、先ほどの役割にもありましたけれども、本当に産科医としてのお産を扱うだとか、また産褥だとか、保健指導だとか、さまざまな形でかかわっていただければと私自身は思っているところです。

質問でも触れましたけれども、現在、市内には赤ちゃんを見る病院というのは 1 施設で、非常に不足をしている状態でありまして、市内の妊産婦も健診は小樽市内で受けて札幌等々で産む方もいる、また最初からそういう市外の病院に通っている方々もいると思っておりますけれども、こういう現状について、保健所としてはどのように把握をされているのか、伺いたいと思っております。

○（保健所）保健総務課長

妊婦健診の現状でございますけれども、手元に小樽協会病院の数字しかございませんので、協会病院の現状をお話ししたいと思います。平成 27 年 1 月から 11 月までの妊婦健診の受診者件数でございますけれども、859 件となっております。前年の同時期、26 年の 1 月から 11 月の数は 2,162 件となっております、1 年前と比べますと 1,303 件の減となっている現状でございます。

○千葉委員

この件数は、本当に市内の妊婦健診を受けている方、市内に住んでいる方なのか、後志管内からもきつといらしているということもあるので、この差の千三百数件もどのように動いているのか、なかなか詳細はつかめないかというふうに思いますが、かなりの数の妊産婦の方が協会病院以外で健診を受けているということは、非常にほかの病院にも負担が、市内であればわかり、また市外に非常に苦勞されて通っているのかなとも思っております。

助産師外来についても質問させていただきましたが、本市としてはどうするという事は、たぶん民間の病院の考え方もありますので、なかなか強く勧めるだとか何とかというのとはできないかなと思っておりますけれども、この考え方として、この助産師外来についてどのようにお考えか、その辺についてはいかがですか。

### ○（保健所）保健総務課長

まず、助産師外来でございますが、助産師外来は、正常経過の妊産婦の健康診査、それから保健指導を助産師が自立して行うものということでございますけれども、協会病院を例にとりますと、現在は医師の確保に向けて動いているところでございますし、今、千葉委員からもお話がありましたけれども、まずは医療機関の判断によって、この外来については開設されるというものでございます。

今後、助産師外来開設のお話がありましたら、可能な範囲で支援策を検討したいと考えております。

### ○千葉委員

そう願いたいのですけれども、本当に私がもしそういう立場であれば、今、小樽市で産むところが不足しているということであれば、しっかり何でも話せる、そういう助産師に妊婦健診も行っていただき、またその合間に、専門の医師の診断も受け、そして安心して産めるところにつなげてもらう、そして産み終わったらまた産後のケアですとか、保健指導ですとか、そういうこともしっかりと市内の住みなれたこの地域で受けることが望ましい姿だと思っています。その前段で、医師が来てくれるのが一番いいのですけれども、見通しがつかないままいってしまうと、安心して子育てできるまちというふうに、なかなかうたっていけないというふうになると思うのです。ぜひそういう考えの下でこの助産師外来については、何かしら話題にもものせていただきたいと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

### ○保健所長

助産師外来、それから院内助産所というのもございます。病院の中で、産婦人科医がいらっしゃる病院でしかできないことですが、院内助産所というのもございます。こういった取組を既に始めておられる医療機関も、札幌市等にはございます。後志管内でも、現在、資料を持ち合わせておりませんが、委員がおっしゃいましたように、その医療機関が、その病院が我が病院において、例えば助産師外来であるとか、あるいは院内助産所とかいったものをつくるという判断をまずしていただかなければ、スタートいたしません。当然それをつくると決めるためには、助産師がいるというだけでは間に合いませんで、ほかにもいろいろ考慮しなければならない点、準備しなければならない点がございますので、そこそこの医療機関のお考えによって始まるものというふうに考えてございます。

委員がおっしゃる妊娠から出産までの相談あるいは出産した後の相談ということになりますと、小樽市の保健師もハイリスクの妊婦の相談に乗ってございますし、必要であれば訪問もさせていただいております。また、出産後の母親、子供につきましては、相談もさせていただいているところでございます。

### ○千葉委員

今、院内助産所のお話もありまして、本当に見ていくと非常にいろいろ規制もあつたりとかで、難しいのかなというふうに思いますけれども、私が言いたいのは、安心してこのまちでお産ができる姿を早くつくっていただきたいと思いますので、今後も医師の確保等を含めまして、よろしくお願ひしたいと思います。

### ◎企業立地について

次に、企業立地について、簡単に何点かお伺いをしてまいりたいと思います。

本市の企業立地促進法にかかわる条例について、説明をお願いしたいと思います。

### ○（産業港湾）荒木主幹

小樽市企業立地促進条例について、概要の説明ということでございますけれども、この条例は、平成25年4月に改正しております、改正事項を中心に御説明させていただきますが、市内において、建物、償却資産、機械設備、これを新設で5,000万円以上を超える取得価格において新設された場合に、建物、それから償却資産プラス土地も含めて100パーセント課税免除するものでありまして、改正前に比較して、改正前は2年間のものを3年間に課税免除の期間を延長しております。

それから、改正前の条例では新設だけということだったのですけれども、これに加えまして既存の空き工場とい  
いますか、居抜き物件を取得したものについて、その中に設置する機械設備が3,000万円を超えるものについて、  
これを半額、3年間免除するというものを新規に追加しております。

さらに、既存企業支援という目的から、新設だけではなくて増設についても、建物、それから機械設備、これを  
増設する場合において、この取得価格が3,000万円を超えるものについても償却資産、それから建物、そして底地と  
いう形で、これを3年間免除するというものを追加しております。

それからあと、さらに機械設備に関して、これを拡充、増設するものについては、これについても3年間、半額、  
固定資産税を免除するというような概要になっております。

#### ○千葉委員

今、説明をしていただいたこの固定資産税の減免、2年から3年に改正されたということで、平成25年から企業  
誘致も進んだなと思っております。その減免の税収に関しては、いろいろ計算が難しいのでありますけれども、4  
分の3程度、交付税措置されるというふうにも聞いておまして、市の負担は4分の1程度ということで、どんど  
んこういうふうに改正された後、企業誘致が進んでいただきたいと思っているのですが、これは本市として、この  
小樽市企業立地促進条例の対象となる業種について、どのような業種があるのか、説明をお願いしたいと思います。

#### ○（産業港湾）荒木主幹

お尋ねの対象業種についてでございますが、対象業種としまして、業種というか、施設ということで説明させて  
いただきますと、まず製造関連、物流関連、学術開発研究関連、情報サービス関連、エネルギー関連施設がこの促  
進条例の対象となっております。

#### ○千葉委員

話が違いますけれども、一般質問で、北海道新幹線開業など、非常にこれから東北ですとか北関東の観光客の方  
がどんどん北海道にいらっしゃるとい見込みもあります。また、海外の方たちも何か大きな問題等々がなければ、  
本当にたくさんの観光客の方が北海道に今後も訪れるであろうという予測もされています。

そういった中で、今、問題になっている宿泊施設の問題で、札幌では値段も上がり、一部、宿泊の予約がとれな  
いような状況も聞いておまして、本市でも今後、15年後の新幹線の駅のこともありますので、そういうホテル業  
ですとか、そういう方たちの誘致に向けて動き出すためにも、この対象となる施設に関して、このホテルだとか旅  
館だとか、そういうことを念頭に入れて拡大するお考えはないのか、そういうふうに進めていただきたいと思っ  
ているのですが、その辺についてのお考えはいかがですか。

#### ○（産業港湾）荒木主幹

ホテル業、旅館業ということになりますけれども、これの拡充、拡大ということでございますが、本市におきま  
しては、既に国際観光ホテル整備法の登録基準に基づきまして、この登録されたホテル、旅館におきましては、新  
たな整備で発生する固定資産税率の軽減について、小樽市税条例により規定しているところでございます。本市と  
いたしましては、観光施策の一つとしても、課題となっているホテル、旅館などの宿泊施設の充実は重要であると  
認識しているところでございますけれども、先ほどの市税条例の兼ね合いですとか、それから既存宿泊施設への直  
接的な影響などがあることから、こういった課題を考慮する中で、他の観光都市の事例も研究しながら、慎重に考  
えてまいりたいと思っております。

#### ○千葉委員

15年後はホテル等がない天神地域に新小樽（仮称）駅が今のところ開業する予定でありますので、今からでもそ  
ういう議論もきっちりとしていただいて、ぜひ検討も願いたいと思えますし、釧路市では本当にこの旅館業につい  
てもしっかりと条例でうたって、移住なども関係しているのでしょうか、行っておりますので、本市も前向きに検  
討をお願いしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

## ◎除雪対策について

最後に除雪対策について、簡単に何点か伺ってまいりたいと思います。

この除雪の体制等については、さまざまな形でステーションが増えたですとか、出動基準ですとか、いろいろ議論もされていると思いますけれども、やはり懸念されるのは、市民要望の本当に多い生活道路の除排雪について、対策が今後進んでいくのかということが、市民にとっては一番心配される場所なのかなと思っております。

それで、今後の除雪量抑制に向けた雪押し場の確保だとか、工夫を凝らした除排雪方法の検討だとか、いろいろあるわけですが、その基礎資料とするため、今年度と来年度で除雪路線調査業務も加わりました。それで、この調査対象に生活道路は含まれているのか、この辺についてお考えをお聞かせ願いたいと思います。

### ○（建設）雪対策課長

これから2か年で進めます除雪路線調査の中で生活道路が含まれているかのお尋ねでございますけれども、これから進めていく中では、この生活道路についても、他の路線同様に状況等を押さえていきたいというふうに考えてございます。

### ○千葉委員

これについて除雪懇談会の中で、私が参加させていただいたところでお話があったのは、やはり第3種路線の生活道路について、出動基準が明確でないということで、これに対して市民から指摘がありました。生活道路というのは、地域住民との協働、協力がなければ進まないというのは重々私も承知もしているところですし、これを全てやるとすれば予算も非常にかかるというところで、大変難しい問題だなと思っております。ただ、出動基準の明確化ということについて、市民から声があったということについて、現段階のお考えについてはいかがですか。

### ○（建設）雪対策課長

生活道路の出動基準につきましては、幹線道路、補助幹線道路が降雪によって出動するというのに対しまして、この生活道路につきましては、基本的に圧雪管理を基本にしつつ、この道路の状況がわだち等で交通障害を起こすようになった場合に発動すると、除雪を行うというふうになってございます。この内容につきましては、現地のパトロールをしつつ、その状況を確認した上で、私どもで指示を出しているという状況でございます。この出動基準、ほかの第1種路線、第2種路線と比較しまして明確な数字基準がないということになりますけれども、この辺につきましては、今回の懇談会で御質問があるときには御説明はさせていただいたのですが、また機会あるごとにこういった生活道路の除雪の方法については、丁寧に周知をしていきたいと考えてございます。

### ○千葉委員

本当に市民の方には、この生活道路の出動基準というのはなかなか周知がされていないと思いますので、丁寧な説明もお願いをしたいと思います。

市内には空き家、空き地が非常に増えておりまして、またそれとは逆に住宅が増えた場所もあるのかなと思っております。これについて、以前、質問もさせていただきましたが、除雪弱者という点もいろいろ課題が多いというふうに思っております。この市内を取り囲む道路の環境が非常に今、変わってきているなと思っております。これは今すぐはできないと思いますけれども、この路線、第1種、第2種、生活道路等々の路線の見直しについても、今後、議論をしていくのか、検討されていくのか、していったほうがいいのかというふうに思いますが、その辺についてのお考えはいかがですか。

### ○（建設）雪対策課長

除雪路線の見直しについてのお尋ねでございますけれども、今、委員がおっしゃられているとおり、市の道路状況、環境というのは特に大きく変わってきているという認識は私どもも思っております。まずはこの除雪路線調査というのを2か年かけて進めていきますが、これと並行して、例えば各路線の交通量の状況ですとか市内の人口動態、また公共・公益施設の配置状況等、こういったものを考慮しつつ、路線の評価についての検証も行っていく

必要があるというふうに認識してございます。ただ、現在は、まずこの路線調査をしっかりと進めるということで考えてございまして、これと結果が出てくる 2 年後を見据えて、こういったものも取り組んでいきたいと考えてございます。

#### ○千葉委員

2 年後、しっかりと行っていただきたいのです。行う際にはさまざまな地域の声もあるでしょうから、丁寧な議論もお願いをしたいと思います。

もう一点、本年の第 1 回定例会で、先ほども少し触れましたけれども、やはり除雪弱者の対策について、非常に私も懸念をしております。近年、本当に大雪が降って、高齢者のお宅に何うと、車が入れないような道路では、除雪ができない高齢者が非常にここ数年増えているというふうに思っております。これは非常に問題だと思っております。建設部だけではできない、福祉部もしっかりと対策をとっていただきたいのですけれども、まずはこの除雪弱者の現状把握にもしっかりと努めていただきたいと思っております。その辺について最後お考えをお聞きして、私の質問は、終わりたいと思っております。

#### ○（建設）雪対策課長

今、御質問のありました小樽市の高齢化に伴うこういった除雪弱者の対応というのは、本当に小樽にとっては今後、重いテーマになってくると認識してございます。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成 37 年には 65 歳以上が 3 割を超えてくるという推計もございまして、こういったものに向けて、るる除雪路線調査を進め、また路線の見直しの検証というのがありますけれども、また高齢者若しくは除雪弱者といいましょうか、こういった方々に対する対応についても、やはりセットで考えていかなければならないという認識は持っております。この辺につきましても、福祉部とも連携させていただきながら、今後、こういった対応をとっていけるのかということについては、研究してまいりたいと考えてございます。

#### ○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

民主党に移します。

---

#### ○面野委員

##### ◎公の施設の指定管理者の指定について

まず、公の施設の指定管理者の指定についてなのですが、先ほど新谷委員からも御質問があり、一部理解した点もございまして、何点か質問させていただきたいと思っております。

まず、各市営住宅の集会所には債務負担行為限度額が示されておられません、例えば設備や建物の修繕、また、管理・維持に係る費用はどのように管理者が補っているのか、お示してください。

#### ○（建設）越智主幹

各集会所の修繕につきましては、状況によってということもあるのですが、基本的には市が修繕しているところです。

#### ○面野委員

管理・維持などにかかる費用というのは、これも市が負担しているのでしょうか。

#### ○（建設）越智主幹

日常の維持・管理に関する部分につきましては、いわゆる指定管理者、自治会で行っていただいております。

#### ○面野委員

それでは、ここには限度額、金額が示されていないのですが、この管理・維持に係る費用はどこから補填するのですか。

○（建設）越智主幹

今のは集会所の部分ということだと思いますけれども、これについては、市の住宅の会計の維持・管理に関する部分から支出しております。

○財政部長

市営住宅の集会所の指定管理につきましては、いわゆる利用料金制ということで、利用者の使用料が指定管理者に入っていくと、そしてその中で最低限の管理業務の費用を賄ってもらう、そういう流れになってございます。

○面野委員

ちなみに今回、この議案第19号に関してですが、11件の集会所が載せられております。この利用状況の把握というのは、どのようにチェックされているのでしょうか。

○（建設）越智主幹

利用状況につきましては、毎年、利用状況についての報告書を提出いただいております。それで利用状況等を把握しております。

○面野委員

次に、任意と公募の違いについて、先ほど新谷委員から御質問がありましたが、任意で指定の場合、この債務負担行為限度額の取決め方について、これは市がこの金額でやってくださいというものなのか、指定管理者側がこのくらいかかるのだけでも予算をおろしてくれないかというのか、どのような取決め方になるのでしょうか。

○（財政）契約管財課長

指定管理者の申請に当たっては、相手方から事業計画書、それと施設の管理に係る収入ですとか支出の見積書をまず提出してもらいます。その提出された資料に基づきまして、市と相手方で協議に入るといような形になっております。

○面野委員

先ほど、新谷委員からもありましたが、私たち民主党でも、公契約条例ですとかワーキングプアなど、たびたび質問、指摘させていただいておりますが、公の施設において労働されている方の労働条件や賃金又は市の行政サービスとして運営している施設の管理・維持に不備がないか、また施設に係る費用対効果は適正なもののかなどは、市としてはどのようにチェックされているのでしょうか。

○（財政）契約管財課長

まず、先ほど申し上げたとおり、施設の管理にかかわります収入ですとか、そういう見積書をまず提出してもらいまして、その部分には当然、人件費部分も加味されておりますので、その中でチェックするという形になっております。

また、先ほど越智主幹からも話がありましたように、毎年、事業報告書を提出してもらいますので、事業報告書の中身の精査、あと管理状況の把握、必要に応じて調査、指導等も行っておりますので、そのあたりで確認しております。

また、指定管理者制度導入後における効果、サービスの向上ですとか、利用の増加等、そのあたりも検証しまして、次年度以降の事業内容に反映させるように指導しているところでございます。

○面野委員

指定管理者が管理するものではありませんが、例えば事故や不備があった際には、もちろん市の責任も問われることだと思いますので、これからも労働している方やまた施設の管理についても、丸投げという形ではなく、しっかりとした対応を引き続きよろしく願いたいと思います。

◎市のホームページについて

次に、市のホームページについて、何点か御質問させていただきます。

まず、現在、管理、更新などはどちらで行っているのでしょうか。

○（総務）広報広聴課長

管理につきましては、基本的には広報広聴課で行っています。

○面野委員

それでは、委託業者がほかから入ってきて管理されているということではなく、庁内で完結されているということによろしいのでしょうか。

○（総務）広報広聴課長

管理・運営につきましては、庁内で完結しているということになります。ただ、不測の異常等がありましたら、その際には業者をお願いして修復してもらうということもありますけれども、基本的には庁内でやっています。

○面野委員

それではまず、大前提のお話なのですが、何を目的にホームページを開設しているのでしょうか。

○（総務）広報広聴課長

市には、二つ大きい広報メディアというのがありまして、一つは広報おたる、もう一つがホームページになると思います。

それで、自治体広報という考え方だと思うのですが、これにつきましては、一般的には三つ機能があると言われているのですが、一つはお知らせ、それは一般的に行政サービス広報と言っていますけれども、もう一つがまちづくりの方向性を示す、指針を示すといいますか、政策広報と言われるものです。もう一つが、まちの売り込みだとかシティセールスと言われている地域広報という、この三つの機能というのが広報に求められるのだと思います。

それで、ホームページなのですが、1 番目のお知らせとまちづくりの指針というこの二つの広報機能につきましては、広報おたるは、紙媒体でもやっております。それで、三つ目のシティセールスというものにつきましては、これは紙媒体ではできないので、これがいわゆるホームページに特化される機能かとは思いますが。基本的にはこの今言った 1、2、3、これを充実させる。特に 1 番目も 2 番目も、即時性だとか内容のボリュームというのが、紙広報とは全然比べ物にならない分量になりますので、この三つの広報機能というのを実現するために、ホームページを運用していますけれども、ただ、特に昨今は小樽市自治基本条例でうたっていましたまちづくりの基本原則として情報の共有という話がありますので、そこの観点をこれからは大切にしていかなければいけないかなと思っています。

○面野委員

それでは、閲覧数というものを確認されていると思うのですが、何かの要所要所の日にはち的なものでアクセス数が上がったとか、曜日なのか、何か新しい情報を更新した後なのか、又は例えば今、注目度の高い市長定例記者会見後にやたらホームページを見ている人が多いだとか、そのようなアクセス数の変動というのは、最近、特に森井市長誕生後、どのような推移があるのかというのはあるのでしょうか。

○（総務）広報広聴課長

現在、ホームページは大体 5,000 ページあります。それで、平成 21 年 11 月から、今のホームページである島根 CMS というのを使っていますけれども、これを始めてから一応各ページごとに、URL ごとにカウントをすることはできるようになりました。ただ、それは、その日に何件見たかというのは、その日しか確認できないのです。後日、さかのぼってあの日はどうだったということにならないですし、過去をさかのぼるときは 1 か月単位の累計数、そのページを見た累計数ということで見ているというような状況となっています。

それで、この毎月のアクセス数は、月単位ですけれども、5,000 ページあるうちのトップ 700 は職員も見られるような形になっていて、自分のつくっているページがどのぐらいの反応があるかというのは、ある程度把握はできる

ということで、今年、市長がかわってからという話ですけれども、記者会見等については、把握していないのですけれども、例えば今年は、しゃこ祭がすごく伸びていたという、例年にも増してすごく伸びていたということはありません。

(「市長関連のほうは」と呼ぶ者あり)

市長関連は特に……

(「変動はありませんか」と呼ぶ者あり)

大きい変動は確認しておりません。

#### ○面野委員

では、ちなみに、平成27年の雪対策についてということで、先日、ホームページをのぞかせていただいたのですが、2015年11月13日に雪対策についてと貸出ダンプについての更新があったのですが、そのアクセス数というのは、もし御承知であればお答えいただけないでしょうか。

#### ○(総務) 広報広聴課長

雪対策のページにつきましても、日々カウントされているのですが、その11月13日の更新時における瞬間風速というのは確認しておりません。ただ11月の1か月間の累計数を昨年11月と比較した場合、除排雪のページは、昨年11月は194件、今年は795件で、4倍になっているということですから、それが必ずしも貸出ダンプについての情報に反応したかどうかというのはあれですけれども……

(「注目を集めている」と呼ぶ者あり)

この結果から、注目を浴びているということはわかると思います。

#### ○面野委員

今後、市のホームページの活用方法は、もちろん中身等は重要であるとは思いますが、いくら内容を充実しても、見てもらえなければあまり意味がないと私は思っています。今、やはりスマートフォンやインターネットというのは、かなり日常的なツールとして、幅広い年齢層にも見ていただけるチャンスというか機会が多くなっているものですから、これからは内容の充実も含めてなのですが、周知の方法にも力を入れていただいて、広報おたるにもたぶん載せているとは思いますが、また、ほかの違ったようなアクセスで、市長も市政のオープン化を目指すということで、このホームページというのもツールとしてかなり活用できると私は思っています。また管理、変更などは庁内で行われているということなので、費用など、スピードなど、デザイン性の自由などもすぐれている点も多いので、閲覧者も気軽に見ることができるので、この辺に力を入れていただきたいと思います。最後に一つ、セキュリティについてなのですが、庁内にはかなりの膨大なデータがあると思うのですが、このホームページから例えばよからぬことを考えている方が、過去に年金機構のデータ流出問題がマスコミで報じられていましたけれども、例えばそういう悪さをしようとしてホームページから入られる可能性というのは考えられるのでしょうか。

#### ○(総務) 広報広聴課長

現在、ホームページにつきましては、サーバは、市が持っているいろいろな個人情報だとか、システム課等々が持っているそのものとは全く別なサーバで管理しておりますので、その間の行き来というのはないと思います。大丈夫だと思います。

#### ○面野委員

ということは、パソコン自体も庁内のどこのパソコンでも個人情報だとかのデータにアクセスできるのではなくて、決まったパソコンでしかそこにアクセスすることはできないという理解でよろしいのでしょうか。

#### ○(総務) 広報広聴課長

今の個人情報等についてのアクセスにつきましては、基本的に情報システム課でもって対応しているのだと思います。それで、ホームページとの関係で言いましたら、先ほどの繰り返しになりますが、その間の情報のやりとり

はありませんので、ただ、いろいろな個人情報にアクセスできるパソコンというのは、パスワードだったりだとか、この端末だとかというのも決まっているものがあると思いますので、その辺もしっかりされているとは思いますが。

## ○面野委員

### ◎除排雪計画説明会について

それでは、次に、除排雪計画説明会について何点かお聞きしたいと思います。

12月1日に、消防庁舎の6階で、各町会の関係者の方を招いて説明会が行われました。やはり市民生活に直結する除排雪の説明会とあって、かなり多くの方が参加しておりましたが、私も傍聴させていただきました。国道、道道、高速道路、警察、そして市の除排雪体制にかかわっての説明が各担当機関の担当者からありました。その後、全体を通した質疑の時間がとられていたのですが、やはり数名の町会の方から質問があり、かなり個別な内容の意見もあったのですが、その中の一つで、私が気になったのが、除排雪の概要資料のようなものを町会の回覧に任せるとはなくて、全戸配布するべきだという意見があったのです。確かに私も考えてみれば、町会に、今、加入している世帯というのものなかなか多くなく、回覧だけでは、今回ステーションも増えたりですとか、公約実現のために参与も任用したりですとか、冬季パトロールを拡大してデータ収集を行うなど、何点か変更された点があるものですから、これはやはり市民の皆様にも周知していただく必要があるのではないかなと思って聞いておりました。それで、その中には市民の皆さんの意見というのもの、これは重要なデータの一つだと私は考えていて、今回パトロールして市や業者が把握する情報データももちろん大切に、勘案される材料にはなると思うのですが、何よりもやはりきめ細やかな除排雪という意味では、実際、今、状態の物差しがない以上、それを評価するのは市民の皆様でもあったりするということも、私はそれも一つなのではないのかなと思っていました。

そこで、説明会の中で、その質問であった全戸配布について、雪対策課の方は検討しますという回答をなされていたと思うのですが、もう今、雪は一回解けてしまいましたが、除雪の出動も2回ほど行ったと聞いております。その全戸配布の件は、今、どのような形で検討されているのか、お知らせください。

### ○（建設）雪対策課長

今年度の除雪、見直しの内容等も記載した除雪にかかわる資料配付についてでございますけれども、当初は町会のお力をおかりしまして、班単位で回覧するというので進めていたのですが、委員のおっしゃるとおり、12月1日の除排雪計画説明会において、やはり各戸配布してほしいという強い御要望がありまして、現在、各戸配布ということで作業を進めてございます。スケジュール的には、やり方を変えたということもありまして若干遅れてはいるのですが、1月の広報誌に折り込むような形で、A4の裏表1枚ぐらいの冊子になろうかと思いますが、これを各戸に配布するというので、今、準備を進めているところでございます。

## ○面野委員

では、市民の方の意見が通ったということで理解します。

確認ですが、全戸ですね。

### ○（建設）雪対策課長

基本的には、全戸対象と考えています。ただ、どうしても配付するスキームで完璧に網羅できるかどうかという問題が残っていますので、それにつきましては、今、広報誌を活用し、また、町会の回覧にも少しお力をいただこうと思っているのですが、そのほかに例えばサービスセンターなどにもある程度置いておくですとか、なるべくカバーできるような方法は考えたいと思っています。いずれにしても、1月1日の広報誌に配付できるタイミングでこれをお配りしたいと考えてございます。

## ○面野委員

次に、市長の答弁の中で、最近よく聞く言葉が、関係機関、団体などとの連携を図っていきなすとか、さまざまな意見を取り入れていきなすとか、関係業者や市民の皆様との意見交換を交え、さらなる発展につながる

よう鋭意努力いたしますなどと答弁を聞くのですが、かなり抽象的な答弁だと私は思っています。いや、市長は結構なのですが、そういう答弁を繰り返しているのです、質問者からはやはり具体的に答弁するようにというふうに求める場面を、最近、多々見受けます。

それで、この説明会も今まで、例えば私は何回開催していたとかというのはわからないのですが、事前に 1 回開いたのであれば、やはり終わった後、事後でもう一度同じような話し合う場を設けるですとか、事前事後で行っていたのであれば、例えば間に 1 回増やすですとか、とにかく連携を強くするためには、やはり意見交換をしっかりと、集める人を集めて、苦情は苦情できっちり受け止めて、改善する方法を決めていかないと、もちろん自分で考えたものを推し進めていくことも必要ですが、やはり周りの意見、そういうものも必要だと私は考えています。

今回は除雪に対する質問を私はつくってきたので、地域懇談会ですとか事業者との説明会、あと町会関係者、今回で言うこの除排雪計画説明会、このような除雪に関しての会議というのは、開催頻度というのは森井市長にかわって以来、増えたのでしょうか、それともももとの中松前市長時代、それよりも過去の方々の会議の開催頻度とは変化があったのか、お知らせいただきたいと思います。

#### ○（建設）雪対策課長

除雪に関係します町会等の説明会の頻度でございますけれども、これにつきましては、例年 7 月に第 1 回目の除雪懇談会、ここでは基本的に前年の除雪の内容についての反省、そういったところの打合せをしてございます。その後、シーズンが近づきまして、業者が決まった後でということが基本になってございますけれども、11月初旬に第 2 回目の除雪懇談会、これは市内 9 会場で行っております。これは当該年度の除雪の内容について御説明をするという会議でございますけれども、その後、12月 1 日、先ほどからお話が出ています除排雪計画説明会、これは小樽市のほかに北海道、国、NEXCO、そして警察と入ってきますが、こういった形で町会との説明を進めてございませうけれども、この回数につきましては、従前と変わらず同じ回数で進めてございます。

#### ○面野委員

結果としては変わっていないということによろしいですね。

この限りなく全戸配布に近い概要を配ると、たぶんかなり苦情が増えるのではないかなと思いますので、その辺も加味していただいて、今後の除排雪体制の改善、またきめ細やかな除排雪ということで取り組んでいただきたいと思います。

この項最後に、傍聴した私が一つ気になった点が、マイクなのかスピーカーなのか、音響設備がとても聞き苦しいというか、何を言っているかわからない方もいらっしゃったのです。その人の滑舌ではなくて、間違いなく音響設備と私は判断したのですが、庁外からの役人もいらっしゃったり、町会の関係者がいらっしゃる会場なものですから、音響設備を修理するとなると、かなり費用もかかってくると思うので、例えば別の会場で開催するように調整するとか、今後、心がけていただきたいなと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

#### ○（建設）雪対策課長

説明会場での音響の問題でございますけれども、確かに12月 1 日、説明をさせていただいている中では、参加されている町会の方々から、聞こえづらいという御指摘は結構お受けしてございます。せっかくの説明会場でこういった聞きづらいということがあっては、なかなか開催する趣旨にも合わなくなってくるというふうに考えてございますので、それは設備を改善するのがいいのか、又は会場をどこか見つけることができるのか、来年に向けての課題ということで、それは改善していきたいと思っております。

#### ○面野委員

##### ◎おたるドリームビーチの開設について

それでは次に、おたるドリームビーチについて質問させていただきます。

先日、北海道新聞の記事で、ドリームビーチの違法建築物の全面撤去が完了するのではないかということで、その後、協同組合との協議検討に入るといった記事を拝見したのですが、記事の内容は事実なのでしょうか。

○(建設) 建築指導課長

恐らく北海道新聞で12月11日の記事だと思うのですが、事実でございます。

○面野委員

それでは、違法建築物撤去後は、どこの管轄で協同組合との協議検討に入るといことなのでしょうか。

○(建設) 建築指導課長

どこの管轄で協議に入るかという御質問だったのですけれども、建物、海の家への許可につきましては、建設部の建築指導課が担当しておりまして、土地は、海岸保全区域ですので占用許可については北海道の小樽建設管理部、また海水浴場の開設の届出につきましては、北海道の後志総合振興局が担当しておりまして、それらと協議することになると思います。

○面野委員

新聞の記事に、これから道と連携しながらといったような記事も目にしているのですが、これからはどのような連携をとっていくべきだと考えているのでしょうか。

また、今回の閉鎖に当たって、北海道とは実際どのような話し合いがされて、どのような連携をとって今夏を乗り切ったといいましょうか、今に至っているのでしょうか。

○(建設) 建築指導課長

まず、北海道との連携についてなのですが、北海道とは庁内の関係各部署、海の家については建設部、海岸のあり方については産業港湾部、営業許可については保健所などと連携をとっていきべきと考えております。

また、今年の閉鎖に当たり、その連携なのですが、北海道とは建物の除却や海水浴場の開設についての情報交換、それから除却の状況につきまして、一緒に現地確認などを行っております。

○面野委員

ちなみに、今夏、ドリームビーチにおける違法建築物の定義というものは、単純に期間だけのものなのか、それとも例えば建築方法とか広さとか設備だとか、その辺の違法か違法ではないという審査基準はどこに設定されていたのか、お示してください。

○(建設) 建築指導課長

違法かどうかなのですが、それは許可の期間についてです。海の家の仮設建築物の許可期間を1年としまして、除却を確認しないで毎年許可をしていたため、長年にわたり建物が除却されず、違法状態だったこと、それから本年3月31日の許可期間が過ぎているのに、建物が除却されなかったということで、違反ということで扱ってきました。

○面野委員

それでは、今まで4月1日から3月31日まで許可していたということになるのでしょうか。

○(建設) 建築指導課長

今まで毎年、許可期間としましては、4月1日から翌年の3月31日まで1年間ということでやってきました。

○面野委員

ドリームビーチの開設は大体夏ですから、開設期間を区切るというか、例えば前後1か月なのか、1か月ないし1か月半なのかということで区切ることというのは可能ではないのでしょうか。

○(建設) 建築指導課長

海の家の設置期間に関しましては、建築基準法で1年以内の期間となっていたので、今までは1年ということでしていましたが、小樽市のコンプライアンス委員会から不適切であると指摘されております。そういったことか

ら、海水浴場の開設期間とその前後の建物の建築と除却期間を合わせた必要最小限にするということを考えております。

#### ○面野委員

それでは次に、今まで海の家を営業されていた飲食店の営業許可を出す際の手順といいたいまいしょうか、事務処理と許可を出すに当たっての確認事項などがあればお知らせください。

#### ○（保健所）生活衛生課長

例年までの飲食店の営業許可をする際の手順と確認事項についてでございますが、海の家につきましては、シーズン前に保健所職員が海岸をパトロールして、新規の施設を見つけた場合については、食品衛生法上の営業許可をとるように指導しております。許可申請の際には、食品衛生法の法令の施設基準を守っているかどうか、食品衛生責任者を選任しているかどうかについて審査確認をしておりますが、違法建築物であることをもって不許可にはできないという国の通知があり、これまで違法建築物であるかどうかについては確認しておりませんでした。

#### ○面野委員

今まで三十数棟あった中で、飲食店以外で営業をされていたところというのは確認されているのでしょうか。例えば更衣室だとかシャワーのみ、売店・物販のみというような保健所からの営業許可が必要ない営業をされていた海の家というのがあるのかどうかは確認されていたのか、お答えください。

#### ○（保健所）生活衛生課長

保健所で確認しているのは、飲食店の営業だとか販売する上で食品登録が必要なアイスクリーム、牛乳、弁当などの売店は保健所関係になりますので、指導しておりました。その他の食品登録の必要のないカップラーメンだとか缶ジュースなどの売店、更衣室のみの営業、うちわなどの物販のみの場合については、営業許可の必要はないものとなっておりますので、その内容等については確認していないところでございます。

#### ○面野委員

細かいことは後で内々でお話を聞きに行きたいと思えます。

次に、私たちの会派で、神奈川県逗子市に、「安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例」この海水浴条例の視察ということで先進的な事例を視察させていただいたのですが、ドリームビーチに関して、どこまでの柵を設けてとかということまでは、担当は全庁なのか原課、原部なのか、かなり詰めていかないと、ぼんやりとした制度をつくるぐらいであれば、逆に閉めてしまったほうがいいのではないかというぐらいの厳しく取り締まっていかないといけないと思っているのですけれども、やはり事前の周知がこれは非常に必要だと考えるのです。

言い方は悪いのかもしれませんが、利用している方や、事業者が、みんながみんなを見張るような状況というか、目を光らせながら違法行為であったり、そういうものを取り締まっていくということが、逗子市の例ではあって、かなり安全、快適なビーチを、今、運営されているということでお話を聞いてきたのです。神奈川県単位で考えると、逗子が厳しくなったら、では隣に行こうですとか、またその隣の条例が厳しくなったら、また今度はこちらへというようなことで、いわゆるクラブ化がずいぶん進んでいったようで、夜な夜なビーチで音楽をがらがんかけ、キャンプファイアをやって酒を飲むというような形で、かなり荒れた状況というのが神奈川県の中でははやってたそうです。新聞報道でもそうですが、私たちも会派で先々週、ドリームビーチに視察に行ったのですけれども、そのときに今、問題となっているドリームビーチの海岸は、基礎の解体も行われていて、本当に新聞記事で拝見したような形にはなっていたのですが、やはり少しその奥に入ると、記事の中ではドリームビーチにもともとあったコンテナだとか建物が奥に移設されているというようなことを読みました。ドリームビーチが、今、これだけ注目されていてどうなるかわからない、また協同組合の方も安全快適なビーチを目指して動かれているということですが、そうではなく、ただの営利目的だったりという方も中にはいらっしゃると思えます。それは確実な話ではないですが、そういう動きを見ていると、そういう人たちもいるのかなというふうに思えます。実際に市では、去

年までドリームビーチにどんな建物があって、どのような形をしていたか、画像で残っていたりというのはするものなのですか。

**○（建設）建築指導課長**

昨年までの海の家に関してなのですが、仮設建築物の許可申請等、確認申請は出ていますので、図面関係はございます。ただ、画像、写真などにつきましては、一部撮っているのはございますけれども、それが全て完璧にわかるように撮っているかと言われたら、そこまではいいはないと思います。

**○面野委員**

それでは、私も経済常任委員会があさってに控えていますので、これ以降は経済常任委員会で質問をさせていただきたいと思いますが、最後に意見として、現在、ドリームビーチはマスコミ等でもかなり報道されていますし、道議会で制定され、12月1日に施行した北海道飲酒運転の根絶に関する条例もドリームビーチでのひき逃げ事故が発端となり、道も検討したというふうに私も聞いております。

現在、多くの市民や道民が注目されている中で、来年の開設へ向けて、安全面や環境面に考慮して、制度的なものなのか、条例までいかないにしても規則的なものなのか、何かで特段の配慮を払って安全な海水浴場運営に取り組んでいただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

**○委員長**

民主党の質疑を終結いたします。

市長が入室されますので、少々お待ちください。

自民党に移します。

---

**○濱本委員**

まず、市長には公務多忙の中、委員会に出席をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、時間も大分遅いですし、順番に質問をしたいと思います。

**◎市長の議員当時の提言について**

まず、1番目に、市長は議員当時の平成18年第1回定例会一般質問で、いわゆる除雪の質問を当時の山田市長にしていたかと思います。この質問は事前にお伝えしてありますので、その当時、森井市長が山田市長に質問した、若しくは提言した内容についてお答えいただきたいと思います。

**○市長**

当時、除排雪に伴うことで質問させていただきまして、市民の皆様に対しての協議会の設置の提案という形でお話しております。ワークショップ方式等で意見交換を行うなど、雪対策に対しての効果的、効率的な施策を当時の市長に対して提言をしたということが基本でございます。

**○濱本委員**

一般質問のときに、除排雪に関連して確かに今の雪対策協議会の設置の話、質問を議事録で見ました。ワークショップまでは言及していませんでしたけれども、ほかにもまだ提言している部分があるのではないですか。

**○建設部片山副参事**

議事録の中では、冬だけ一方通行はできないでしょうかと、そういうお話も、提案をされております。

また、排雪の日程をインターネットで公開すべきではないかというような提案もされております。

主なものとしては、以上でございます。

**○濱本委員**

事前に平成18年の第1回定例会の一般質問をという、そこをお聞きしますというふうに間違いなくお伝えしたと思うのですよね。これは市長をいわゆる支えている事務方の皆さんのせいなのか、市長自身の意識のせいなのか、

やはり自分が話したという議事録が残っているわけですから、これを読むのに3分か、そこまでかからないはずで  
す。私のメモでは、雪対策協議会の設置と排雪日程のネット上での公開と一方通行化、いわゆる小樽は坂道がある  
のでという、この三つがメインだったというふうに理解をしてましたので確認をさせてもらったのです。ところが、  
市長は雪対策の話、協議会の話しかしないし、ほかのことはわかっていない。読んでいないのだなということがわ  
かったということなのですが、まず聞きます。

市長は、きめ細やかな除雪というふうに言っております。議員当時にこの雪対策協議会、今、ワークショップと  
いうような話も出ましたけれども、こういうものを実施するお考えはありますか。

#### ○市長

先ほど安齋委員からも御質問があったときに、先ほどは貸出ダンプのというお話の中で、市民の皆様の意見を  
というお話で答弁させていただきましたけれども、それに限らず、地域総合除雪ももちろんですし、やはりこの雪に  
対しての対応において、今後、市民の皆様の御意見はもちろんですが、お力添えをいただかなければなら  
ないというふうに私自身は思っております。このような具体的な協議会という形になるかどうかはこれからではあり  
ますけれども、何がしかの形で検討してまいりたいと考えているところです。

#### ○濱本委員

検討されるのはいいのですけれども、前にもたしか言ったかと思えます。議員の時代にいろいろな質問をされて  
いて、今、市長になりましたと。その当時に言っていたことで、当然、市長になってからの優先順位とかあるので  
しょうけれども、そのことについてどうですかという質問もたしか前にもしたことがあるのですけれども、あまり  
お答えをいただけなかった。

個別具体的話で、除雪の話ですけれども、排雪日程のネット上での公開を、提言されているのですよね。それか  
ら、一方通行はどうだという。当時の山田市長は、一方通行は道路管理者というか、公安委員会だからなかなか難  
しいという答弁をたしかされていたと思います。今、市長になって、当然そういう状況はわかっていると思いま  
すけれども、この二つについて、今年の除雪で何か対応するような、今年の冬で何か対応するような、アクションす  
るようなお考えはありますか。

#### ○市長

一方通行においては、皆様もう御存じのように、赤岩で地域の方々の共通認識の下で行っている場所がござい  
ます。実際に、やはり冬になりますと道幅が狭くなり、車同士がすれ違えなくなるような状況というのは生まれる可  
能性がもちろんありますので、そのような地域がそのようなことを行っているということにおいては、他の地域で  
も参考として情報提供をすることは可能かというふうには思っております。先日も赤岩2丁目での陳情等も出てき  
ておりますけれども、例えばそういうところにおいても、その可能性を探ることはあり得ると思えますが、やは  
り地域の皆様がそれに対して、全ての方が全員でここをそうしましょうというお話にならなければ、先ほどのお話  
のように、公安委員会を含めて説得だったりお伝えしに行くこともできないと思えますので、その事例自体が小樽  
の中にありますから、そういうようなことで地域要望等があった場合に具体化できるかどうか、この冬からとい  
うのは現時点では明言できませんけれども、一つの手だてとしてあるということは、原部・原課としての意識をして  
いかなければならないと思えます。

また、排雪日程のオープン化においては、一つの考え方として可能性があると思えますので、この冬からとい  
うのは現状ではまだ何も言えませんけれども、将来的にはオープンしていくことは一つ大切なことだと思いま  
すので、考えてまいりたいというふうに思います。

#### ○濱本委員

要は、市長はずっと当選するまでの間、いろいろなことを言ってきたわけですよ。そして、除雪は自分の目玉だ  
と言っているわけです。議員時代に自分が言ってきたことは、やはりそれはもう検討していても、市長になった途

端に、かつて言っていたことなのだから検討していてもおかしくないのだろうと思うのです。それが今の段階になって、かつてそうやって言っていたけれども、判断を誤っていたというのなら、それはそれでいいのだけれども、そうではないというのだったら、もうとっくの昔に手をつけていて当たり前の話だと思うのです。非常に何かそういう意味では、きめ細やかな除雪というふうにおっしゃっているのだけれども、議員当時言っていたことと大分変わったのだなというような印象を受けます。

どちらにしても、検討されるということですから、排雪日程はまだ排雪が実際に始まるまでしばらく時間がありますので、早急に検討してもらいたいと思います。それをまず挙げておきます。

**◎貸出ダンプ制度に関連して**

それから、先週金曜日にこの除雪に絡んで、自民党の中村吉宏委員から、利益誘導という話がありまして、新聞報道にも出ておりました。そのことで少し確認をしましょう。

平成27年11月27日に、北海道選挙管理委員会は政治団体の収支報告書を出しました。まず、確認します。市長は、若きリーダーを育てる会というのを御存じですか。

**○市長**

存じております。

**○濱本委員**

それは誰の後援会でしょうか。若きリーダーを育てる会というのは、政治団体ですから、誰かの政治活動を補佐するとか、応援するとかという団体だろうと思いますけれども、存じていますではなくて、その中身も知っているのであればお答えください。

**○市長**

もちろん存じておりますし、後援会という組織ではございません。政治団体の一つでございます。

名称のとおりなのですから、若きリーダーを支えていくための活動をしていたというふうに認識をしております。

**○濱本委員**

それは具体的には、森井市長の当時の政治活動を支えるための政治団体だったと私は理解しているのですが、違いますか。

**○市長**

そのとおりでございます。

**○濱本委員**

それで、その若きリーダーを育てる会の会長は荒木和廣氏ですけども、間違いありませんね。

**○市長**

そのとおりでございます。

**○濱本委員**

実は、この若きリーダーを育てる会の会長の荒木氏は、平成26年1月1日から12月31日までの間、この若きリーダーを育てる会に個人的に84万円を寄附されています。そしてさらに、その同じ年に森井ひであき後援会に98万2,635円を寄附しています。その年にです。平成26年1月1日から12月31日までが政治資金の政治団体の収支報告書の提出というか事業期間です。その間に84万円がまず若きリーダーを育てる会に荒木会長が個人的に寄附をしています。そして、その年に若きリーダーを育てる会が森井ひであき後援会に98万2,635円を寄附しています。こういう事実は存じ上げていますか。

**○市長**

恐縮ですけども、今、その具体的な数字まではわからないですけども、そのような形でお金に移っていると

いうのは存じているところでございます。

#### ○濱本委員

このことについてコメントするというか、どうのこうの言うつもりはありませんけれども、要はまずお金が動いているということは御理解をいただいて、そしてさらにその寄附をした個人が荒木氏であり、また荒木氏が代表を務める政治団体が森井ひであき後援会に寄附をしたという、こういう構造です。

それで、要はこの間の貸出ダンプの新しい制度を導入するに当たって、利益供与だ、利益誘導だといったときに、道都総合事業協同組合の代表者が荒木氏だということはありませんでした。私が言いたいのは、こういうお金の動きをしていた荒木氏が、さらにその道都の代表者だということです。そうすると、なおさら利益誘導だと言われるのではないかという、私はある意味、老婆心ながら申し上げるのです。やはり市長たるものは、そういう誤解を招かない、状況証拠的なものであろうが、誤解を招かないようなやはり政策判断なり制度設計なりをしなければならないと思うのですが、いかがですか。

#### ○市長

先ほど、安齋委員からの御質問のときに、建設部より、その制度の目的であったりとか、また意義であったりとか、そしてまたその制度における内容、さらに課題があり、そして改善を図っていくというようなことでお話があったかと思えます。

私自身は、やはり現在抱えている貸出ダンプ制度に伴う課題であったりとか又は不十分な部分であったりとか、より市民の皆様にとっていい環境を整えていくということは大変重要なことだというふうに思っています。そのような中で、今、お話を御指摘されたような例えば既得権益を守るであったりとか、利益誘導ではないかとか、そのような議論にすりかわってしまうことそのものは、私自身も大変残念だというふうに思っております。私自身もそのような誤解を持たれないように考えなければならないというふうに思いますが、実際に抱えている課題を解決するために、原部なりなんなり、内部でその本来の制度に伴い、改善できることをということで、今回、素案として提案をされたということですが、先にお話ししたように、そのような状況証拠であろうというような表現をされていましたが、そのような疑念を持たれることは私としても心外でございますので、先日、再考させていただきたいというお話をさせていただきました。

何にしても貸出ダンプ制度はやはり人気のある、現在、市民の皆様と行政との協働に伴う制度でございますので、これを先ほど安齋委員からも一つの補助制度とか切り替えられたらというようなお話がありましたけれども、しっかりそれを鑑みて、来年度に向けて、その改善策とともに、市民の皆様にとって活用しやすい制度、さらには予算がただ膨らむだけのような形ではなく、本当に必要なところに対応できるような制度にできるよう原部・原課とも考えてまいりたい、このように考えているところでございます。

#### ○濱本委員

ぜひ来年の冬に向けて検討されるということですから、やはり今回、特にそうですが、きちんとした論点整理なり課題なり、そういうものがきちんと議会の中に示されないわけです。何か口頭で、例えば違法行為があるだとか、口頭で効率を求めなければならないだとかと、きちんとやはりバックデータ、数字のデータ、そしてそのデータから何が導き出されて、その導き出された課題に対してどういう改善方法があるか、プランA、プランB、プランCといろいろあるのだらうと思うのです。そういうものを議会ときちんとやりとりして、より議会も納得できる、もっと言えば議会の後ろにいる市民の人たちも、また事業者の人も納得できるような制度設計をやはり真摯に私たちは、市長も負託を受けているだらうけれども、私たち議員も負託を受けているわけです。その中で、この場でやりとりしながら、それこそ市長のお好きなブラッシュアップをしていったほうが私はいいと思うのですが、どうですか。

## ○市長

御指摘のように、ほかの制度においてもそうでしたけれども、そのようなバックデータ等が薄いような状況の中でお話が出ているのは事実かなというふうに思います。そのような中で、私自身もちろんそうですけども、コンクリートした内容ではなく、素案として、今回、提出をさせていただいたところでございます。今回、その素案に伴い、皆様からそのような御指摘であったり、老婆心ながらというお話でありましたけれども、そのような疑念も生まれるのではないかなというお話がありましたので、やはりそういうことに対してはしっかり配慮し、バックデータをそろえながら皆様に御提示し、より具体的、現実的な内容にしていけたらというふうに私自身も思っているところでございます。

## ○濱本委員

ぜひ、今、発言されたことを、たぶん第 1 回定例会が終わった後、第 2 回定例会以降のお話になろうかと思えますけれども、いい意味の議会と市長とのキャッチボールをしていきたいと真剣に思っているのですから、ぜひともよろしくをお願いします。

## ◎除雪ステーションの J V について

次に、確認させてもらいたいのですが、今年の冬の除雪の制度の中で大きく変更されたのは、第 7 ステーションが新たにできたということです。

それで、まず確認です。平成 26 年度の第 3 ステーションについて、構成員は、たしか 4 社だと思いましたがけれども、どこどこで、それで J V ですから出資比率があろうかと思えますけれども、その出資比率を示してください。

それから、今年の第 7 ステーションの構成員とそれぞれの出資比率を示してください。

## ○（建設）庶務課長

昨年、平成 26 年度の第 3 ステーションの構成状況でございますが、構成員数は 4 社でございます。近藤工業株式会社、鹿島道路株式会社後志出張所、有限会社司工業、株式会社杉本運輸、以上の 4 社でございます。

平成 27 年度の第 7 ステーションにつきましては、構成企業数は 3 社でございます。構成員は株式会社かさまる土建、有限会社司工業、有限会社嶋崎産業でございます。

なお、ただいま御質問のございました出資比率の部分でございますが、これにつきましては、委員会の資料要求をいただいたときに、本件につきましては、情報公開担当に出資比率を公開できるかどうか、それにつきまして確認をさせていただきました。委員会当初はその結論が出なかったものですから、この資料が間に合わなかったのですが、情報公開担当でその内容を確認した結果、小樽市の情報公開条例の解釈と運用、それがございまして、その中に第 3 号で法人等情報というのがございます。そこの中の公開する情報については制限を加えているわけなのですが、それに基づいた別表 3 の①というのがございまして、そこに信用力に関する情報、(2)といたしまして、経営状態・資産内容に関する情報という項目がございます。その中の債務の額、債権の額については情報公開できないというような形になっております。今、申し上げました中身につきましては、地域総合除雪の契約を結ぶ際には、共同企業体の協定書を添付していただくことになっております。その中で出資割合については規定がされているのですが、その中の第 13 条並びに第 14 条で、利益金の配当の割合と欠損金の負担の割合について規定されております。その中で決算の結果、利益が出た場合については出資割合に基づいて配当すると、決算の結果、欠損金が生じた場合につきましては、出資割合に基づいてそれぞれ構成員が負担するという形になってございます。

そういったことから、先ほど申し上げました小樽市の情報公開条例の解釈と運用、その部分に該当するというところで、今回、資料を出させていただきましたが、出資割合については、未記載ということで提出はさせていただいたような状況でございます。

## ○濱本委員

出資割合で、言うなれば J V というのは新しい会社を登記するのと一緒にですね。そうすると、要は 4 社なり 3

社の株主比率なのです。今の商法上、それから商法に関連する法規定からいったら、これは小樽市がその出資割合を公表しないというのは、もしかしたら整合性がないかもわからない、ずっと昔からそのところの規定があるとなれば、最低資本金制度導入のときとか、商法改正とかがありましたから、そういうときに改正されていなかった可能性もあるのですが、そのあたりは見ましたか。

○（建設）庶務課長

濱本委員からの先ほどそういった指摘を受けた部分で、情報公開担当に、その部分について照会をさせていただきました。残念ながら時間の関係がございまして、まだ結論等は出ていない状況でございます。

○濱本委員

本当はとめて、最終的にきちんとそういう民法上も商法上も関連法規に照らしても、小樽市の共同企業体のその公開しない部分が適切かどうかということを実際は確認したいぐらいなのですよね。私は午前中からこのことを言っていて、委員会が始まる13時の開会のときには、まだ結論は出ていないと。先ほども休憩の時間もということでしたけれども、ここへ至ってもまだ出ていないというのは、どうも何か、どこの会社も今はもう株主比率、誰が出資者で、株主比率がどうなっているかというのは、誰でも知れる情報だと思うのですよね。やはり出せないですかね。少し話を変えますけれども、例えば小樽市の規定している今の共同企業体の編成に関するいろいろな事項、もし法的に整合性がなかったとしたら、どういう処置をとるのですか。

○委員長

いかがですか。どちらが答弁されますか。情報公開の担当ですか。

どちらから答弁されますか。

○濱本委員

私が言っているのはこういうことなのです。小樽市の規定で、ここで公表できませんと、それはそれでいいのです。ただ、私はいわゆる商法上も、それに関係する法律上も、出資比率ですから、別に公開しても問題はないのだろうという理解です。そのことに対して、やはりもし公開しても構わないのだという最終的な結論になったときに、誰もここで責任をとれないわけですよ。ですよね。そこをもう一回本当に明確に、ただ小樽市の情報公開だとか何とかというのではなくて、もっとパブリシティーのある、法的にはどうなのだとしたら、例えば類似のものと対比して、本当にここを開示しなくてもいいのだというところに認める必要があるのかないかと、そこら辺は今言ってくれないと、先へ行けないかもわからないですね。どうですか。

（「答えでないの」と呼ぶ者あり）

（「時間があればできるのかどうか」と呼ぶ者あり）

○委員長

答弁できませんか。

総務部。

（「この状態ではちょっと」と呼ぶ者あり）

（「どれくらい時間かかるの」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

○（総務）総務課長

ただいまの情報公開の関係なのですけれども、午前中からずっと調べていたのですけれども、今のところまだ結論が出ておりませんので、この場でどうということをお答えできかねるのですが……

（「調べた結果が結局出せないという結論なのでしょう。ただ、今、濱本さんの指摘に対してはわからないということなの」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

午前中から、御要望があったときから調べているのですけれども、これは確実に出せないとか出せるとか、そういうものは現時点でないものですから、その辺御理解いただきたいと思います。

(「さっき庶務課長出せないって言ってたんだよ」と呼ぶ者あり)

**○委員長**

濱本委員、ここを保留にして先に進めるということはできませんか。

**○濱本委員**

委員長、実はこれを聞くのは別な意図と言ったらおかしいですけれども、疎漏があるのです。そのことは、やはり除雪のことなので、本来で言えば建設常任委員会、入札なので、私はあとは総務常任委員会しか出番がないものですから、そこでは質問できないわけです。だから、はっきりともうこれは法的根拠をどこをどうやっても開示義務はないのだということを明確に言ってくれば、それはそれでいいです。言えないのだったらどうにか対応してもらいたい、そういうことです。

**○委員長**

開示義務があるのか、あるいは全く開示できないのか、そこの結論だけでも出してもらいたいということです。

時間的にどのぐらいあれば結論が出るとか、お昼では出なかった、休憩でも出なかったということは、もう何十分かあれば結論に達するということなのですか。

理事者の答弁を求めます。

**○(総務) 総務課長**

大変申しわけないのですけれども、今の時点であと何分でわかりますというのは申し上げられません。

**○委員長**

質問者はこれが明確にならなければ先に進めないと。だめならだめと言ってくれということなのですが、だめという根拠を示してもらわなければ、このまま途中でとまるという話にならないということですが。

だめだったらだめという根拠を示してくれと。このままずっと保留だというのは……

**○濱本委員**

そうしたら、委員長、いいです。

いたずらに延ばそうというつもりもありません。宿題です。宿題ですと言ったら大変失礼ですけれども、明日のこの予算特別委員会が始まるまでに、きちんとした根拠法令なりなんなり文書で提出してください。できるということなのか、できないということなのか、できないということであったら、それも文書で、できるということであれば、こういう法定根拠があって、できるということですから出資比率も文書で提出をしてもらいたいと思いますが、いかがですか。それを約束してくれば、私は次へ行きますけれども。

**○(建設) 庶務課長**

それでは、情報公開担当とまたその部分について確認をとりまして、その内容を確認でき次第、明日の委員会までには資料を提出させていただきます。

(「文書でだよ」と呼ぶ者あり)

**○委員長**

文書で回答できますか。

**○(建設) 庶務課長**

はい、文書で提出させていただきたいと思います。

**○濱本委員**

それでは、それは積み残しということをお願いをしたいと思います。

### ◎貸出ダンプ制度について

次に、貸出ダンプがいろいろ言われているのですが、今年の貸出ダンプの申請に関して言えば、私は申請をしている当事者の一人であるわけです。そうすると、今年は12月1日に入って書類が来るようになっていて、そして12月14日、今日が締切りなのですよ。普通は、受付の最低でも1週間前には書類が来ていて、書く時間があって、それで2週間というのならいいのですけれども、そうではない。ましてや去年と比べると、最終締切りがやはり1週間以上短くなっているわけですよ。

さらに、今年の小樽市のホームページ上の書類はPDFになっていて、エクセル版でもワード版でもなく書き込みもできないわけですよ。申請の件数が1件というのだったら手書きでもいいのですけれども、そうでないところにしてみれば、それは少し不自然ではないかと、不親切ではないかと私は思っているわけですよ。

この点について、まず1点目は、もう少し受付の日の前にどうして申請書類が届かなかったのか、ホームページ上も12月1日のはずだったと思います。

それから、その申請書に関して言えば、紙媒体もそうだけれども、インターネット上できちんと加工できるデータ、エクセルでもワードでも何でもいいのですけれども、なっていなかったと。それはぜひとも改善をしてもらいたい。

それから、1週間短くした、こういうところについては、どういう理由があって短くしたのか。

幾つかありますけれども、答弁をお願いします。

### ○（建設）庶務課長

まず、受付期間を本日までにしたということでございます。これにつきましては、例年、300団体を超える初回の申込みがございまして、その事務処理に相当時間を要するということがございます。昨年は12月24日まで申込みの受付をしていたのですが、年末年始にかかってその処理を行うという部分があったものですから、そういったことを避けるために、10日間ほど申込期日を早くしたという状況でございます。

それと、紙媒体の各町会への御案内につきましては、12月1日以前に届くような形でお送りはしていたのですが、これにつきましても、今回、配車方法の変更等いろいろございまして、そこの中で事務手続が遅れたという、そういった状況もございまして、いつもよりは皆さんのお手元に届くのが遅れてしまったという状況でございます。

それと、ホームページ、これにつきましては、エクセル版、ワード版、それが無いということでございますが、これにつきましてはそういった形で、データに直接記載することができないという、そういった部分がございますので、これにつきましては、次年度以降、改善させていただきたいというふうに思っております。

### ○濱本委員

消防の防火・防災管理責任者の申請書は、もう最初からワード、エクセルになっていて、いくらでも書き込みできるようになっているわけですよ。やはりそういう配慮もぜひともお願いしたいですし、新年度はそうしてくれるということなので、期待していますので、お願いいたします。

ちなみに申請団体が多かったという、事務処理が大変だというお話でしたけれども、平成26年の申請の団体数だとか状況、当然2回目にキャンセルをかけたりますものだろうと思うのですけれども、その利用の団体数と、それから今日の午前中でも金曜日でもいいのですけれども、今時点での申請の件数について、答えられる範囲で、実績は答えられると思いますけれども、今年の方も答えられる範囲でお願いします。

### ○（建設）庶務課長

貸出ダンプの申込みの状況でございます。まず、平成26年度、これにつきましては、1回目の申込みで328団体の申込みがございました。次、2回目で229団体ございまして、合計557団体の申請がございました。昨年は2月、3月の降雪状況がなかったという部分もございまして、相当数のキャンセルが出ました。キャンセル数が108団体もございまして、最終的に利用団体が442団体という状況でございます。

27年度の状況でございますが、本日の11時現在の数字でございます。1回目の申込み、これにつきましては215団体でございます。2回目も含めて申込みをされた団体が43団体でございます。現状では258団体というような状況になっております。

#### ○濱本委員

実は、この貸出ダンプ制度もいろいろ制度変更もしなければならぬという話をずっとしているわけですね。この今の話を聞いただけでも、例えば最終的に442団体が申請をかけているということになると、ではその路線の延長はどれだけあるのだと。それは、そしてその路線は第3種なのか第2種なのか、第1種はないだろうと思えますけれども、そういう分析だってその貸出ダンプの話のときには出てきてもおかしくないわけです。そういうものが一切出てこない中で今回の貸出ダンプだった。だから、そういうバックデータをきちんと出して、それで抑制するものは抑制しなければならない、我慢してもらうものは我慢してもらわなければならないとかと議論していかなければならない。だから、こういうことを一つとっても、やはりそういう相手を説得するための材料として、プレゼンテーションのためには大事な材料ですから、そういうものをこれから先、新年度において貸出ダンプ制度も制度設計するということから、こういう今の貸出ダンプの利用実態の分析、生の数字とその分析みたいなものもぜひとも出していただいて、議論のいわゆる糧にしてもらいたいと思うのですが、いかがですか。

#### ○（建設）庶務課長

ただいま、データ等の分析等についての御質問がございましたが、それにつきましては、当然、我々もそのデータを基に、今後、制度の内容を変更する際にはやっていきたいと考えてございますので、昨年度の状況、それと今年の状況、これのデータ等を取りまとめまして、皆様に御提示できるような、そういった形をとらせていただきたいと思います。

#### ○濱本委員

##### ◎市民公募委員制度について

では、市民公募委員制度について、聞かせてください。この（仮称）小樽まちづくりエントリー制度の概要についてということで、市民公募、いわゆる市民公募委員の話ですが、まず、この制度をなぜ今のタイミングで導入しようとしている、ましてそれも予算がかかる話で導入しようとしているのか、今までの議会と理事者の皆さんとのこういう制度設計の話だと、大体予算計上される前に、素案的な形で事前に委員会なりでお話をさせてもらえる機会が用意されていたと思うのですが、今回はあまりにも唐突だという気がします。ここに至った経過をまず聞かせてください。

#### ○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

このタイミングでの予算計上、なぜなのかという部分でのお答えをさせていただきますけれども、審議会の公募という部分は従来からやっておりまして、今回はあくまでその従前、随時募集をかけていたものを補完する形で考えたものでございます。なぜ、この時期なのかという部分なのですが、どうしても審議会、委員の改選ですとかという時期がちょうど年度初め、4月、5月に集中するものですから、そのタイミングに平成28年度に間に合わせたというものがまず一つございます。それから、あわせまして28年度に新たに立ち上げる審議会等々の話も聞いており、庁内で確認したところ、何個か予定されているものがございますので、それを含めて今回、このタイミングで予算案という形で出させていただきました。

#### ○濱本委員

まず、先ほどの貸出ダンプもそうなのだけれども、これもやはり今日、資料要求をかけて、他都市の事例を参考にしてという答弁があったので、こういうものを出してもらった。もう一つ、対象となる審議会というのはどのようなものがあるのかと言って、資料を出してもらいました。こういうものは、本来、こちら側から要求しなければ出ないものなのかという素朴な疑問があるわけです。だって、予算を執行するためには、ここで議決しないと執行

できないわけです。そうすると、議決するために私たちを、議会を説得しなければならないわけですよ。そのときに、このまちづくりエントリー制度の概要についてと、概要で説得しようといったって、それはやはり不親切と言わなければならないと思うのですが、その点について、最初から説明するための資料としてはバックデータ、私は前からバックデータ、バックデータと言っているのではないですか。やはり不足しているのではないですか。いかがですか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

他都市の部分は確かにいろいろホームページとかで調べていた経過がございますし、まず第一歩として、この各種審議会の一覧という部分は、この制度を取り入れるに当たって、最初に整理しなければいけない事項ですので、かなり早いタイミングで内容のほうは確かに整理していたところであります。先日、各党派代表の皆様、ほかに概要についてということで、追加で説明させていただいたときには、確かにこの部分、添付を行っておりませんでしたので、そこについては説明が、私の配慮が足りなかったということで反省している部分はございます。

○濱本委員

別に首を絞めたくて言っているわけではなく、やはり自分たちが提案をして通したいのだという思いであれば、準備周到という言葉があるけれども、その準備にやはり少し手抜かりがあったのではないかというふうには私は認識しているわけですよ。市長、今、原課ではそういう答弁なのですけれども、市長は今までのやりとりを聞いていて、どういう所感をお持ちですか。

○市長

今、原課からもお話でありましたけれども、私が就任させていただき、これも含めて市としては初めて導入しようという制度かというふうには思っております。それを制度設計にもかなり時間をかけ、また他都市の情報収集にもさまざまに原課等で御苦労いただいて、形になったのが結果的にぎりぎりであったということもあったかと思えます。おっしゃるように、やはり今回、予算案も提案させていただいているところでございますので、もう少し事前に配慮して、少しでも早くこの概要等を、来年度に向けて取り組むのだということでお伝えすべきだったということにおいては、原課と同じように私自身も反省すべきだったというふうには思います。

今後において、できるだけ早めにお伝えし、議員の皆様の説得という表現をされましたけれども、御同意いただけるような環境をやはり整えていかなければならないと私自身も感じたところでございますので、今後、よりそういう視点を持って、職員一同頑張っていきたいというふうには思います。

○濱本委員

ここのエントリー制度の概要の中で、例えば登録分野というのが書いてある。その中に、観光基本計画策定委員会、今はないのですよ。それから、私が要求した資料の中には書いてあるのだけれども、廃棄物減量等推進審議会が例示として出ているのですが、休止中ですよ。休止中のものが例示として出るというのは、不適切ではないのかなという気がします。

そして、そもそもが、例えば川崎市では、市民委員の公募についての、要は規定がまず大前提にあるわけです。附属機関等の設置等に関する要綱の中に委員の公募という項目があるのです。これは全体を網羅しているもの。それから、その下にさらに指針というのがあって、川崎市附属機関等の委員公募実施指針というのがある。そういう法体系がきちんとした中での組み込みなのです。このように突然出てくると、何か小樽市が持っている法体系上、本当に整合性があるのか。例えばこの公募制をやったときに、単純に今までその審議会が自分の審議会としての設置条例を持っていて、その中に委員公募が入っているにもかかわらず、こちらにこういうのをつくりましたと、試行でもつくりましたと。そごはないのかという話になるわけです。そこら辺が非常にこの話、公募委員のバックヤードというか、公募委員の在庫、言葉が悪いですけれども、候補者を用意しておくということは、私は決して悪いとは思わない。ただ、行政がやる制度設計としては、非常に乱暴な気がする。ここはどうしても優先順位が高いこ

とではないので、今、簡単に言えばどうしても予算計上してやらなければならないことではない。例えば美濃市は、実際に始まったのは、月で言えば6月です。この4月1日にどうしてもという話にならないのです。改選期があるからといっても、では本当に改選期が幾つあるのかという話になるわけです。もしかしたら改選期があったって、どうしても間に合わなければ、凍結したっていいのです。だから、方法はたくさんあるのだけれども、とにかく行政がやることなのだから、きちんとした法体系、それも最初は自治基本条例があつてのその法体系で、それぞれの設置条例があつたり、規則があつたり、要綱があつたりしているわけでしょう。それを何も無いがしろにして、トライアルですからとやるというのは、乱暴ではないですかと。

希望とすれば、25万円減額修正をかけた予算修正案を出して、もう少し制度設計をきっちりしますというような答弁ももらいたいぐらいなのですが、どうもこれでは穴がありすぎてだめだと。例えば報酬をもらっている委員もいれば、無報酬の人もいます。では、そういうものをどうするのだと。それから、無作為抽出と言っているけれども、本当に無作為でいいのかと。それから、市民公募の候補者を選ぶときに、無作為抽出でない方法もあるわけです。分野を示して、それでまず候補者になる方はいませんかというやり方をしている市もありますよね。そういうやり方もあった。無作為抽出だけが全てオーケーではないはずだ。そういう議論もできないままに予算を上げて、はい、通してください、実施しますというのは、私はやはり丁寧さに欠けるのではないかと。例えばこのスピードでやっていたら、ほかの部局でも知らなかったところがあるのではないかという気もするのですけれども、総務常任委員会もありますから、ただ、予算がついているので総務常任委員会という話にはならない部分もあるのですが、何か明日もう一日あるのですけれども、もう少し丁寧な説明はやはり必要ではないかなと。もしこれが今度の予算で可決されなかったからといって、誰かが大きなダメージを受けるということではないと思うのですけれども、市長、いかがですか。

#### ○市長

濱本委員の今の御指摘、私もお聞きしていて、そのように配慮が足りなかった部分はあつたかというふうに思っております。それについては私としても反省すべきですし、より制度をしっかりと成熟させて、その資料等も事前に提出させていただき、議会議論においてしっかりと揉んでいただく、この流れはやっていかなければならないことは感じているところではございますから、この間、私が就任後、この議会議論の中でもオープン化のお話をさせていただいたり又は市民参加についてのお話、自治基本条例、先ほどもお話ししましたけれども、私は、ブラッシュアップという表現をさせていただきました。今までに行政の取組の中に参画されたことのない市民の皆様、この行政の取組に御参画いただく、制度としては大変素晴らしい制度だというふうに思っております。そのような中で、原課でも現在の審議会等を全部調べ直して、その中での参画の段取りをずっと取り組んできているところがございますので、試行という表現をしておりますけれども、御指摘のような不備がない形で、今後、しっかり取り組みたいという思いもあって、今回、予算計上をさせていただいたところがございますので、ぜひこのたびの取組、2年間の試行という考え方でありますけれども、これを機に市民の皆様により行政に伴う取組とともに、どのような動きをしているのか、どのようなかわり方ができるのか、考えていただくいい機会にもなるというふうに思っておりますので、ぜひ御賛同いただいて、今回、この取組を皆様におかれましても受け入れていただければというふうに思っているところでございます。

#### ○濱本委員

やはりトライアルといっても、条例までいかなくても、トライアルと言うのだったら、せめて要綱とか指針ぐらいつくって、説明するときに概要ですという説明は、私は議会に対しては、少し違うのではないかなというふうに思います。丁寧さに欠けるのであれば、もう一回ここの、先ほどの貸出ダンプ制度でないですけれども、少なくともこのことに関して言えば、だめだと言っているわけではないのです。やるのは、当然、市民の多様な意見を聞く機会を担保するための、自治基本条例の精神を具現化する制度だと、それはわかっているのです。だけれども、そ

の制度設計があまりにもずさんだし、周知も行われていないということであれば、完璧を求めるとは言いません。けれども、少なくとも今回の出し方については、やはり少し短兵急ではないのという所感です。ぜひとも市長には、メンツとかなんとかではなくて、今回は急ぎ過ぎだなと。ほかにもいろいろまだこの制度の中で指摘したいものは幾つもあります。それをここで言ったからといって、では実際問題、担保されるかという話にもなりませんので、市長判断で一旦この25万円は取り下げて、本当に政策経費ですから、もう一回第1回定例会できっちりいろいろなやりとりをした中で、こういう制度をやりますというのを第1回定例会が始まる前に提示していただいて、そして新しい制度の船出をそれぞれに、ああ、よかったねというほうがいいと思うのですが、最後に市長に聞いて、質問を終わります。

#### ○市長

濱本委員自身のお考えについては、今、改めてお話を聞いたところでもありますけれども、おっしゃるように、今回、この取組というのは、自治基本条例にのっとって取り組ませていただいているところでございます。今、お話しいただいたことも含めて、ほかにもるあるのだという御指摘でありますけれども、当然にこれを取り組みながら、その制度をよりよくしていきたいという思いの中で、原部・原課ともやりとりをさせていただいておりますから、このたび予算計上させていただいたことを私のほうでやめてということは、現時点では考えておりませんので、今回、これを皆様の中で予算化をしていただき、今後において取り組む中で、皆様からの御指摘も受けながら、よりよい形にしていくことを私としては望んでおりますので、それ自体が私自身の思いでございます。

#### ○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日は、これをもって散会いたします。